

令和4年度 第1回
高知市高齢者保健福祉計画推進協議会
資料

日時 : 令和4年11月28日(月) 18:30~20:30

場所 : 本庁舎 6階 611・612・613

目 次

	ページ
高知市高齢者保健福祉計画推進協議会委員名簿	・・・1
高知市高齢者保健福祉計画推進協議会条例	・・・2
高齢者保健福祉計画の施策体系	・・・4
報告・協議事項	
1 現計画の取組状況について	・・・5
	別紙資料1
2 地域福祉活動推進計画関連	・・・63
～重層的支援体制整備事業～	
3 特定施設整備検討のための調査の実施等について	・・・77
別紙資料	
1 高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画（令和3～5年度）の取組 状況	
2 ケアマネジメント力向上に資する高知市介護支援専門員キャリアラダーモ デル活用の手引き	
3 ほおっちょけん相談窓口チラシ	

高齢者保健福祉計画推進協議会 委員名簿

任期:令和2年4月1日～令和5年3月31日

	所属	役職等	委員氏名
1	国立大学法人 高知大学	教授	安田 誠史
2	一般社団法人 高知県作業療法士会	事務局長	矢野 勇介
3	一般社団法人 高知市医師会	理事	植田 一穂
4	一般社団法人 高知市歯科医師会	会長	宮川 慎太郎
5	NPO 法人 高知市身体障害者連合会	会長	中屋 圭二
6	公益社団法人 高知県栄養士会	会長	新谷 美智
7	公益社団法人 高知県薬剤師会	高知市薬剤師会 会長	植田 隆
8	公益社団法人 高知県理学療法士協会	会長	宮本 謙三
9	公益社団法人 高知市シルバー人材センター	事務局長	藤原 好幸
10	公益社団法人 認知症の人と家族の会 高知県支部	世話人	小笠原 千加子
11	高知県医療ソーシャルワーカー協会	会長	中本 雅彦
12	高知県ホームヘルパー連絡協議会	副会長	川田 麻衣子
13	高知県老人福祉施設協議会	副会長	福田 晃代
14	高知市居宅介護支援事業所協議会	副会長	森田 誠
15	高知市民生委員児童委員協議会連合会	副会長	公文 康俊
16	高知市老人クラブ連合会	会長	三宮 尊良
17	社会福祉法人 高知市社会福祉協議会	常務理事	村岡 晃
18	公募委員		藤田 みどり
19	公募委員		松木 孝明
20	公募委員		大崎 百合子

●高知市高齢者保健福祉計画推進協議会条例

(平成 27 年 4 月 1 日条例第 47 号)

(設置)

第1条 高知市高齢者保健福祉計画(以下「高齢者保健福祉計画」という。)及び高知市介護保険事業計画(以下「介護保険計画」という。)の策定及び推進等に当たり、広範な市民の意見を反映するため、高知市高齢者保健福祉計画推進協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 高齢者保健福祉計画及び介護保険計画の策定に関すること。
- (2) 高齢者保健福祉計画及び介護保険計画に基づく諸施策の進捗状況に関すること。
- (3) 高齢者保健福祉計画及び介護保険計画の推進の方策に関すること。
- (4) 高齢者保健福祉計画及び介護保険計画の見直しに関すること。
- (5) 高齢者保健福祉計画と介護保険計画との調和に関すること。
- (6) その他高齢者保健福祉計画及び介護保険計画の推進に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する委員20人以内で組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体の役職員
- (3) 市民
- (4) その他市長が特に必要と認める者

2 前項第3号の委員は、公募によるものとし、その選考に当たっては、高知市高齢者保健福祉計画推進協議会公募委員選考委員会(以下「選考委員会」という。)において審査する。

3 委員の公募の実施並びに選考委員会の組織及び運営について必要な事項は、市長が別に定める。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を行う。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

(資料提供その他の協力等)

第7条 協議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係部局その他の者に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

(守秘義務)

第8条 委員は、その職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(専門部会)

第9条 協議会の所掌事項について専門的に協議する必要があるときは、協議会に専門部会を置くことができる。

2 専門部会の組織及び運営について必要な事項は、市長が別に定める。

(庶務)

第10条 協議会の庶務は、健康福祉部において処理する。

(その他)

第11条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

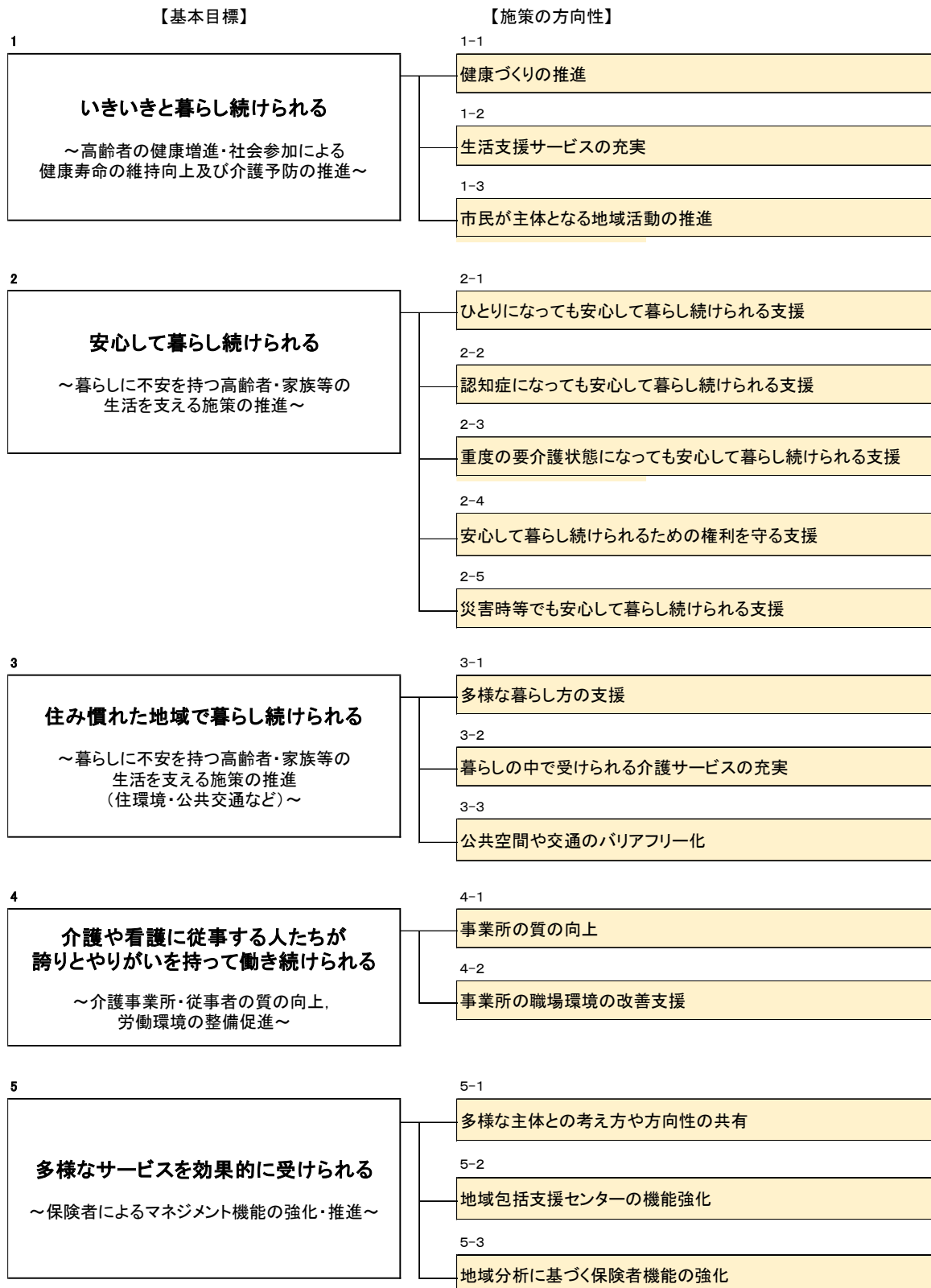
(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において置かれていた高知市高齢者保健福祉計画推進協議会(高知市高齢者保健福祉計画推進協議会設置要綱(平成6年7月26日制定)の規定に基づき組織されたものをいう。以下「旧協議会」という。)は、協議会となり、同一性をもって存続するものとする。

3 この条例の施行の際現に旧協議会の委員として市長から委嘱されている者及び旧協議会の会長又は副会長に選任されている者は、施行日において協議会の委員に委嘱され、又は会長若しくは副会長に選任されたものとみなす。ただし、その任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、旧協議会の委員並びに会長及び副会長としての残任期間に相当する期間とする。

●高齢者保健福祉計画の施策体系

基本理念 : 『 ちいきぐるみの支え合いづくり 』



報告・協議事項

1 現計画の取組状況について

トピックスとして、

【介護保険事業特別会計決算】

【施策の方向性1－1】

・高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施

【施策の方向性1－2】

・訪問型及び通所型サービスB事業

【施策の方向性1－1, 1－2, 1－3】

・こうち笑顔マイレージ事業

【施策の方向性4－1】

・ケアマネジャーの質の向上を支援する取組

について次頁から報告しています。

現計画のその他の事業を含めた取組につきましては、別紙資料1をご覧ください。

令和3年度 介護保険事業特別会計 決算

(担当部局課名) 健康福祉部 介護保険課

○令和3年度決算額
形式収支(歳入額-歳出額)
歳入歳出決算剰余金(形式収支-翌年度精算額)
決算積立額
翌年度繰越金

31,555,006 千円
618,496 千円
250,504 千円
200,000 千円
418,496 千円
(内訳 純繰越金:50,504千円 / 翌年度精算額:367,992千円)

○前年度(令和2年度)決算額
○対前年度決算比

30,972,826 千円
582,180 千円増
101.9 %

1 保険給付等本体分(介護保険課所管分)

(単位:千円・%)

歳入	令和2年度	令和3年度	比較	伸率
保険料(23%)	5,432,071	5,700,559	268,488	4.9
現年度分	5,390,036	5,674,595	284,559	5.3
特別徴収	4,867,678	5,124,340	256,662	5.3
普通徴収	522,358	550,255	27,897	5.3
滞納繰越分	42,035	25,964	△ 16,071	△ 38.2
国庫支出金	7,300,533	7,546,169	245,636	3.4
介護給付費負担金(20,15%)	5,329,171	5,458,469	129,298	2.4
調整交付金(5%)	1,838,281	1,969,229	130,948	7.1
介護保険事業費補助金(電算システム)	6,023	4,564	△ 1,459	△ 24.2
保険者機能強化推進交付金	53,069	53,121	52	0.1
介護保険保険者努力支援交付金	51,618	52,959	1,341	2.6
介護保険災害等臨時特別補助金	22,371	7,827	△ 14,544	△ 65.0
介護給付費交付金(支払基金)(27%)	7,517,934	7,860,206	342,272	4.6
(県)介護給付費負担金(12.5,17.5%)	4,101,432	4,180,196	78,764	1.9
一般会計繰入金	4,666,864	4,725,965	59,101	1.3
介護給付費分	3,562,253	3,620,243	57,990	1.6
保険料軽減強化分	503,450	533,512	30,062	6.0
総務費分	601,161	572,210	△ 28,951	△ 4.8
新型コロナウイルス感染症対策保険料減免分	0	0	0	-
基金繰入金	200,000	0	△ 200,000	皆減
繰越金	351,934	304,395	△ 47,539	△ 13.5
その他(第三者納付金,登録手数料等)	16,977	23,752	6,775	39.9
保険給付等本体分 計	29,587,745	30,341,242	753,497	2.5

2 地域支援事業分(総合事業等)(高齢者支援課等所管分)

歳入	令和2年度	令和3年度	比較	伸率
保険料	354,901	366,325	11,424	3.2
国庫支出金(調交,地域支援事業交付金)	519,424	552,630	33,206	6.4
支払基金交付金(地域支援事業交付金)	294,451	269,517	△ 24,934	△ 8.5
県支出金(地域支援事業交付金)	252,959	263,628	10,669	4.2
一般会計繰入金	227,395	240,942	13,547	6.0
その他(雑入)	589	246	△ 343	△ 58.2
地域支援事業分(総合事業等) 計	1,649,719	1,693,288	43,569	2.6

3 サービス事業勘定分(高齢者支援課所管分)

歳入	令和2年度	令和3年度	比較	伸率
サービス収入	112,053	117,777	5,724	5.1
一般会計繰入金	25,345	21,140	△ 4,205	△ 16.6
介護事業所等新型コロナウイルス感染症対策事業費補助金		25	25	皆増
新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金	2,359		△ 2,359	皆減
その他(雑入)		30	30	皆増
サービス事業勘定分 計	139,757	138,972	△ 785	△ 0.6

歳入 合計	31,377,221	32,173,502	796,281	2.5
-------	------------	------------	---------	-----

(単位:千円・%)

歳出	令和2年度	令和3年度	比較	伸率
1款 総務費	611,832	580,738	△ 31,094	△ 5.1
1項 総務管理費	265,369	232,770	△ 32,599	△ 12.3
2項 徴収費	47,862	53,985	6,123	12.8
3項 介護認定審査会費	298,351	293,658	△ 4,693	△ 1.6
4項 趣旨普及費	250	325	75	30.0
5項 計画策定費	0	0	0	-
2款 保険給付費	28,511,196	28,980,178	468,982	1.6
1項 介護サービス等諸費	26,290,931	26,850,106	559,175	2.1
2項 介護予防サービス等諸費	577,719	589,062	11,343	2.0
3項 その他諸費	40,178	41,263	1,085	2.7
4項 高額介護サービス等費	830,117	824,944	△ 5,173	△ 0.6
5項 高額医療合算介護サービス等費	115,575	113,221	△ 2,354	△ 2.0
6項 特定入所者介護サービス等費	656,676	561,582	△ 95,094	△ 14.5
3款 財政安定化基金拠出金	0	0	0	-
4款 基金積立金	189	43	△ 146	△ 77.2
7款 償還金及び還付加算金	166,215	259,215	93,000	56.0
8款 予備費	0	0	0	-
保険給付等本体分 計	29,289,432	29,820,174	530,742	1.8

歳出	令和2年度	令和3年度	比較	伸率
1項 包括的支援事業・任意事業費	511,821	580,177	68,356	13.4
2項 介護予防・生活支援サービス事業費	855,106	865,495	10,389	1.2
3項 一般介護予防事業費	173,587	147,108	△ 26,479	△ 15.3
4項 その他諸費	3,123	3,080	△ 43	△ 1.4
5款 地域支援事業費 計	1,543,637	1,595,860	52,223	3.4

歳出	令和2年度	令和3年度	比較	伸率
1項 指定介護予防支援事業費	139,757	138,972	△ 785	△ 0.6
6款 指定介護予防支援事業費 計	139,757	138,972	△ 785	△ 0.6

歳出 合計	30,972,826	31,555,006	582,180	1.9
-------	------------	------------	---------	-----

【高知市】第7期における高知市介護給付の計画値と実績値

(2) 給付費

単位：円

介護予防給付・介護給付	実績値(A)				計画値(B)				対計画比(A)/(B)			
	H30	R元	R2	3か年計	H30	R元	R2	3か年計	H30	R元	R2	3か年計
(1)介護予防サービス・居宅サービス	9,065,966,664	9,349,804,432	9,515,003,230	27,930,774,326	9,564,117,000	9,970,029,000	10,311,801,000	29,845,947,000	94.8%	93.8%	92.3%	93.6%
訪問介護	1,576,820,171	1,570,868,406	1,601,630,565	4,749,319,142	1,696,964,000	1,788,593,000	1,859,249,000	5,344,806,000	92.9%	87.8%	86.1%	88.9%
訪問入浴介護	23,012,055	23,475,783	19,636,652	66,124,490	37,284,000	39,315,000	45,266,000	121,865,000	61.7%	59.7%	43.4%	54.3%
訪問看護	426,579,735	461,993,009	516,718,971	1,405,291,715	429,013,000	474,556,000	519,632,000	1,423,201,000	99.4%	97.4%	99.4%	98.7%
訪問リハビリテーション	155,347,039	164,837,681	169,258,868	489,443,588	154,790,000	158,430,000	165,367,000	478,587,000	100.4%	104.0%	102.4%	102.3%
居宅療養管理指導	183,279,244	220,110,113	230,266,782	633,656,139	177,181,000	190,873,000	203,728,000	571,782,000	103.4%	115.3%	113.0%	110.8%
通所介護	2,956,642,669	3,051,558,745	3,104,469,716	9,112,671,130	3,101,385,000	3,251,790,000	3,372,357,000	9,725,532,000	95.3%	93.8%	92.1%	93.7%
通所リハビリテーション	1,221,613,598	1,221,502,786	1,199,617,157	3,642,733,541	1,400,599,000	1,415,777,000	1,422,937,000	4,239,313,000	87.2%	86.3%	84.3%	85.9%
短期入所生活介護	513,885,049	541,378,792	537,190,629	1,592,454,470	528,171,000	551,304,000	571,015,000	1,650,490,000	97.3%	98.2%	94.1%	96.5%
短期入所療養介護（老健）	130,219,270	140,153,858	120,345,645	390,718,773	133,678,000	134,133,000	133,633,000	401,444,000	97.4%	104.5%	90.1%	97.3%
短期入所療養介護（病院等）	15,289,821	11,171,835	1,778,067	28,239,723	14,087,000	18,424,000	23,066,000	55,577,000	108.5%	60.6%	7.7%	50.8%
福祉用具貸与	770,358,639	819,859,757	902,549,577	2,492,767,973	760,644,000	799,494,000	831,374,000	2,391,512,000	101.3%	102.5%	108.6%	104.2%
特定福祉用具購入	32,759,061	32,824,801	37,075,381	102,659,243	35,596,000	37,070,000	39,318,000	111,984,000	92.0%	88.5%	94.3%	91.7%
住宅改修	86,718,931	83,607,284	80,259,089	250,585,304	82,511,000	82,511,000	85,799,000	250,821,000	105.1%	101.3%	93.5%	99.9%
特定施設入居者生活介護	973,441,382	1,006,461,582	994,206,131	2,974,109,095	1,012,214,000	1,027,759,000	1,039,060,000	3,079,033,000	96.2%	97.9%	95.7%	96.6%
(2)地域密着型介護予防サービス・地域密着型サービス	6,560,478,488	6,865,500,464	7,233,608,121	20,659,587,073	6,838,350,000	7,297,336,000	7,700,420,000	21,836,106,000	95.9%	94.1%	93.9%	94.6%
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	139,552,677	191,049,484	281,155,652	611,757,813	170,200,000	227,718,000	264,095,000	662,013,000	82.0%	83.9%	106.5%	92.4%
夜間対応型訪問介護	1,762,172	1,803,359	2,533,252	6,098,783	0	0	0	0	皆増	皆増	皆増	皆増
地域密着型通所介護	2,055,957,008	2,228,722,418	2,325,115,235	6,609,794,661	2,083,877,000	2,128,571,000	2,147,381,000	6,359,829,000	98.7%	104.7%	108.3%	103.9%
認知症対応型通所介護	561,061,627	567,851,340	546,536,191	1,675,449,158	551,164,000	607,884,000	634,796,000	1,793,844,000	101.8%	93.4%	86.1%	93.4%
小規模多機能型居宅介護	845,220,203	817,888,875	817,003,716	2,480,112,794	951,600,000	1,027,539,000	1,083,062,000	3,062,201,000	88.8%	79.6%	75.4%	81.0%
認知症対応型共同生活介護	2,306,216,978	2,349,598,633	2,419,585,134	7,075,400,745	2,357,044,000	2,470,369,000	2,545,082,000	7,372,495,000	97.8%	95.1%	95.1%	96.0%
地域密着型特定施設入居者生活介護	307,009,393	310,370,221	320,542,132	937,921,746	325,644,000	333,905,000	376,183,000	1,035,732,000	94.3%	93.0%	85.2%	90.6%
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	154,772,956	159,222,926	163,592,778	477,588,660	136,095,000	136,156,000	136,156,000	408,407,000	113.7%	116.9%	120.2%	116.9%
看護小規模多機能型居宅介護	188,925,474	238,993,208	357,544,031	785,462,713	262,726,000	365,194,000	513,665,000	1,141,585,000	71.9%	65.4%	69.6%	68.8%
(3)施設サービス	8,523,311,713	8,586,933,476	8,726,490,442	25,836,735,631	8,592,523,000	8,596,085,000	8,809,942,000	25,998,550,000	99.2%	99.9%	99.1%	99.4%
介護老人福祉施設	3,299,726,394	3,387,639,954	3,506,146,593	10,193,512,941	3,168,490,000	3,169,909,000	3,169,909,000	9,508,308,000	104.1%	106.9%	110.6%	107.2%
介護老人保健施設	1,623,374,063	1,493,472,900	1,505,058,931	4,621,905,894	1,645,292,000	1,646,029,000	1,859,887,000	5,151,208,000	98.7%	90.7%	80.9%	89.7%
介護療養型医療施設	3,542,664,660	3,085,929,452	813,547,710	7,442,141,822	3,141,459,000	2,513,807,000	1,873,855,000	7,529,121,000	112.8%	122.8%	43.4%	98.8%
介護医療院	57,546,596	619,891,170	2,901,737,208	3,579,174,974	637,282,000	1,266,340,000	1,906,291,000	3,809,913,000	9.0%	49.0%	152.2%	93.9%
(4)介護予防支援・居宅介護支援	1,290,944,028	1,354,800,113	1,393,547,872	4,039,292,013	1,285,439,000	1,311,727,000	1,328,078,000	3,925,244,000	100.4%	103.3%	104.9%	102.9%
合計	25,440,700,893	26,157,038,485	26,868,649,665	78,466,389,043	26,280,429,000	27,175,177,000	28,150,241,000	81,605,847,000	96.8%	96.3%	95.4%	96.2%

【実績値】厚生労働省「介護保険事業状況報告」月報

【計画値】介護保険事業計画にかかる保険者からの報告値

（見える化システム実行管理画面より）

＜計画値と実績値との乖離について＞

- ・訪問入浴介護の乖離（－）については、利用が多い重度の要介護者の増加を見込んだ計画値としていたが、重度の要介護者人数が計画値を下回る実績となった（「第7期及び第8期における要介護認定者数の計画値と実績値」参照）ことによる影響や、第6期から事業所数（2）の増減がないことによるものである。
- ・短期入所療養介護（病院等）の令和元年度以降の大幅な乖離（－）については、介護療養型医療施設が介護医療院等へ転換により床数が減となったことによるものである。
- ・小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護の乖離（－）については、施設整備計画による定員等拡大分の給付費の増額を見込んでいたが、事業所開設に遅れが出たことで、利用人数増につながらなかったものである。
- ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護について、第7期施設整備計画で2事業所の整備に対し、1事業所の整備に留まったが、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響により通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護（老健）などのサービスを控えた利用者の需要が高まることで、令和2年度において乖離（＋）につながったと考えられる。
- ・夜間対応型訪問介護については、本市に事業所がなく、第7期中の整備計画もないため0で見込んでいたが、住所地特例者による利用があったことによるものである。
- ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の乖離（＋）については、人数実績は計画値以下である（「第7期における高知市介護給付の計画値と実績値（1）人数」参照）ことから、1人あたりの給付費が計画値を上回ったことによるものである。
- ・令和2年度介護療養型医療施設の乖離（－）及び介護医療院の乖離（＋）については、介護療養型医療施設が介護医療院等へ転換となったことによるものである。

【高知市】第8期における高知市介護給付の計画値と実績値

(2) 給付費

単位：円

介護予防給付・介護給付	実績値(A)				計画値(B)				対計画比(A)/(B)			
	R3	R4	R5	3か年計	R3	R4	R5	3か年計	R3	R4	R5	3か年計
(1)介護予防サービス・居宅サービス	9,711,110,684	0	0	9,711,110,684	10,447,704,000	10,836,237,000	11,096,853,000	32,380,794,000	92.9%	0.0%	0.0%	30.0%
訪問介護	1,620,722,186			1,620,722,186	1,658,637,000	1,685,438,000	1,704,836,000	5,048,911,000	97.7%	0.0%	0.0%	32.1%
訪問入浴介護	18,642,096			18,642,096	28,403,000	28,419,000	28,419,000	85,241,000	65.6%	0.0%	0.0%	21.9%
訪問看護	567,439,127			567,439,127	591,293,000	606,012,000	617,937,000	1,815,242,000	96.0%	0.0%	0.0%	31.3%
訪問リハビリテーション	176,456,918			176,456,918	193,973,000	198,736,000	206,807,000	599,516,000	91.0%	0.0%	0.0%	29.4%
居宅療養管理指導	246,345,739			246,345,739	261,273,000	263,563,000	265,964,000	790,800,000	94.3%	0.0%	0.0%	31.2%
通所介護	3,107,031,106			3,107,031,106	3,289,906,000	3,395,766,000	3,505,525,000	10,191,197,000	94.4%	0.0%	0.0%	30.5%
通所リハビリテーション	1,196,540,950			1,196,540,950	1,377,521,000	1,408,971,000	1,423,527,000	4,210,019,000	86.9%	0.0%	0.0%	28.4%
短期入所生活介護	532,791,612			532,791,612	650,107,000	688,087,000	705,077,000	2,043,271,000	82.0%	0.0%	0.0%	26.1%
短期入所療養介護（老健）	113,835,339			113,835,339	169,354,000	176,356,000	181,739,000	527,449,000	67.2%	0.0%	0.0%	21.6%
短期入所療養介護（病院等）	1,745,901			1,745,901	15,158,000	15,166,000	15,166,000	45,490,000	11.5%	0.0%	0.0%	3.8%
福祉用具貸与	966,324,446			966,324,446	952,364,000	987,235,000	1,037,905,000	2,977,504,000	101.5%	0.0%	0.0%	32.5%
特定福祉用具購入	35,672,781			35,672,781	36,095,000	38,150,000	40,204,000	114,449,000	98.8%	0.0%	0.0%	31.2%
住宅改修	77,487,272			77,487,272	92,592,000	99,141,000	104,132,000	295,865,000	83.7%	0.0%	0.0%	26.2%
特定施設入居者生活介護	1,050,075,211			1,050,075,211	1,131,028,000	1,245,197,000	1,259,615,000	3,635,840,000	92.8%	0.0%	0.0%	28.9%
(2)地域密着型介護予防サービス・地域密着型サービス	7,589,381,925	0	0	7,589,381,925	7,617,377,000	7,917,967,000	8,077,483,000	23,612,827,000	99.6%	0.0%	0.0%	32.1%
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	325,687,209			325,687,209	303,304,000	308,061,000	308,061,000	919,426,000	107.4%	0.0%	0.0%	35.4%
夜間対応型訪問介護	0			0	0	0	0	0	-	-	-	-
地域密着型通所介護	2,448,149,119			2,448,149,119	2,362,764,000	2,424,397,000	2,438,621,000	7,225,782,000	103.6%	0.0%	0.0%	33.9%
認知症対応型通所介護	527,894,947			527,894,947	655,349,000	669,997,000	676,565,000	2,001,911,000	80.6%	0.0%	0.0%	26.4%
小規模多機能型居宅介護	911,973,592			911,973,592	870,409,000	905,871,000	905,871,000	2,682,151,000	104.8%	0.0%	0.0%	34.0%
認知症対応型共同生活介護	2,473,384,291			2,473,384,291	2,543,844,000	2,704,566,000	2,830,363,000	8,078,773,000	97.2%	0.0%	0.0%	30.6%
地域密着型特定施設入居者生活介護	319,275,823			319,275,823	342,189,000	342,475,000	341,775,000	1,026,439,000	93.3%	0.0%	0.0%	31.1%
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	170,411,387			170,411,387	166,705,000	166,797,000	166,797,000	500,299,000	102.2%	0.0%	0.0%	34.1%
看護小規模多機能型居宅介護	412,605,557			412,605,557	372,813,000	395,803,000	409,430,000	1,178,046,000	110.7%	0.0%	0.0%	35.0%
(3)施設サービス	8,682,008,396	0	0	8,682,008,396	8,901,970,000	9,077,483,000	9,596,952,000	27,576,405,000	97.5%	0.0%	0.0%	31.5%
介護老人福祉施設	3,600,296,459			3,600,296,459	3,515,904,000	3,517,855,000	3,517,855,000	10,551,614,000	102.4%	0.0%	0.0%	34.1%
介護老人保健施設	1,561,052,017			1,561,052,017	1,516,700,000	1,517,542,000	1,517,542,000	4,551,784,000	102.9%	0.0%	0.0%	34.3%
介護療養型医療施設	290,132,794			290,132,794	464,526,000	411,608,000	212,410,000	1,088,544,000	62.5%	0.0%	0.0%	26.7%
介護医療院	3,230,527,126			3,230,527,126	3,404,840,000	3,630,478,000	4,349,145,000	11,384,463,000	94.9%	0.0%	0.0%	28.4%
(4)介護予防支援・居宅介護支援	1,456,666,096	0	0	1,456,666,096	1,415,495,000	1,473,352,000	1,530,501,000	4,419,348,000	102.9%	0.0%	0.0%	33.0%
合計	27,439,167,101	0	0	27,439,167,101	28,382,546,000	29,305,039,000	30,301,789,000	87,989,374,000	96.7%	0.0%	0.0%	31.2%

【実績値】厚生労働省「介護保険事業状況報告」月報

(見える化システム実行管理画面より)

令和4年11月28日(月)
令和4年度第1回高知市高齢者保健福祉計画推進協議会
資料

高齢者保健福祉計画推進協議会 事業進捗報告

高知市保険医療課

1 いきいきと暮らし続けられる

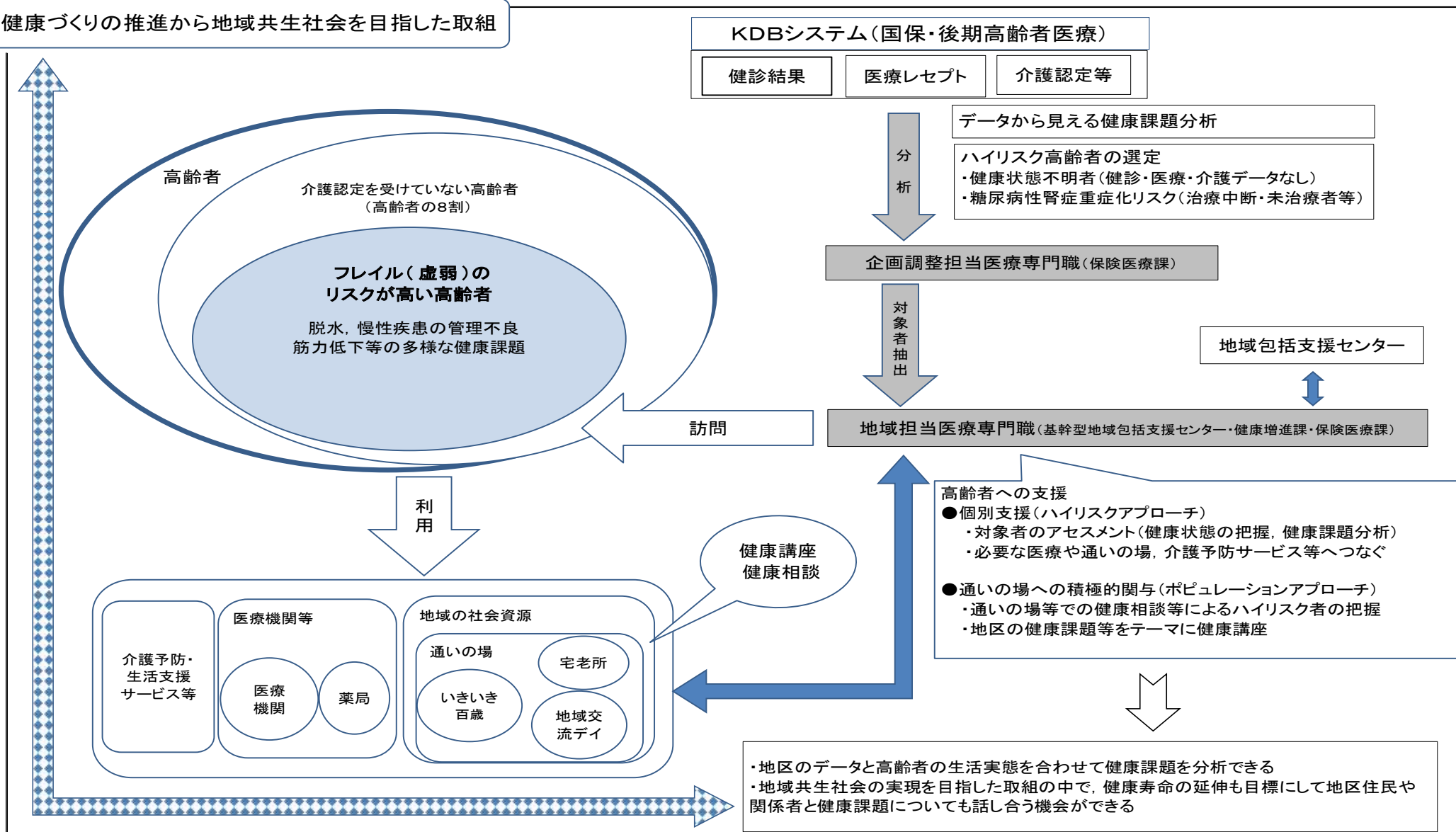
1－1 健康づくりの推進

新規 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業

方向性

- 健診、医療、介護データ等から、地域の健康課題を分析するとともに、健康状態不明者（1年以上健診、医療、介護認定を受けていない者）に対して、家庭訪問等により健診受診勧奨や、必要な医療や介護予防サービス等につなぐ個別支援（ハイリスクアプローチ）と合わせて、通いの場等での健康講座等（ポピュレーションアプローチ）により市民一人ひとりの健康行動の推進に取り組んでいきます。

健康づくりの推進から地域共生社会を目指した取組



令和3年度事業実施状況

①ハイリスクアプローチ

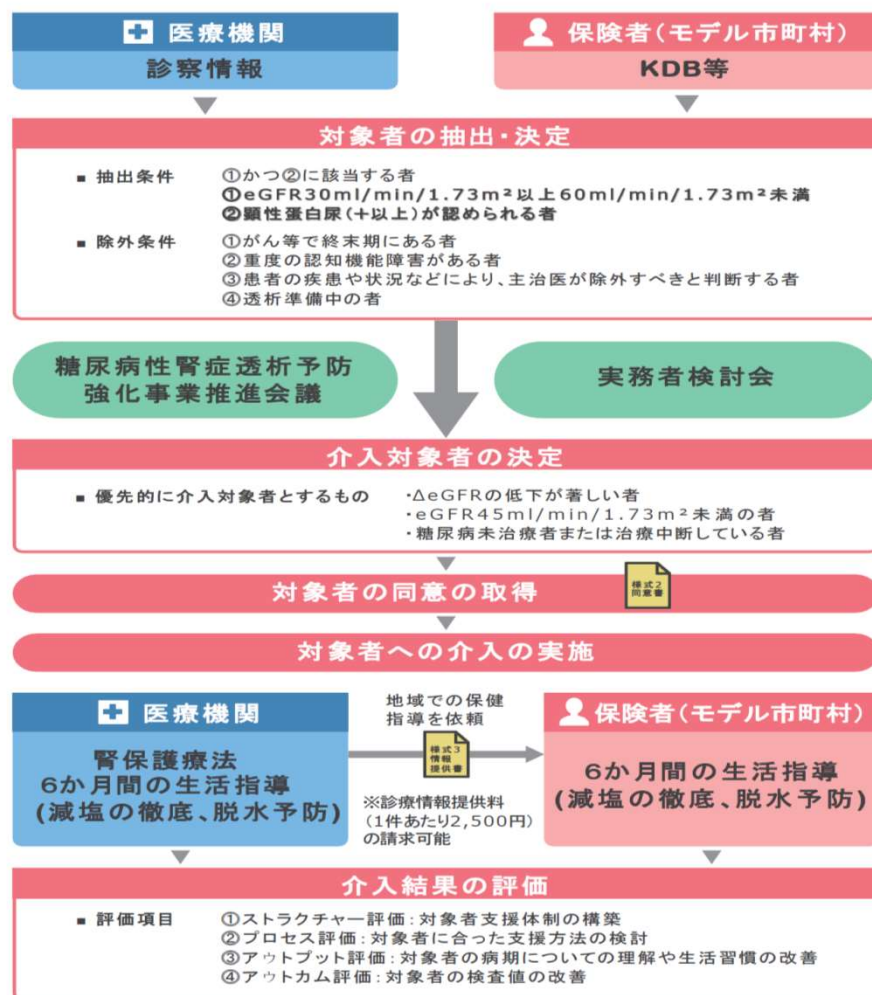
区分	対象者の選定基準等	取組内容	結果
健康状態不明者の把握	・令和元年度以降に健診, 医療(医科・歯科レセプト), 介護データの無い者のうち, 地域包括支援センターが把握していない者	・対象者に通知後, 基幹型地域包括支援センター保健師等が訪問し, 健康状態を把握し, 必要な支援を実施	基幹型地域包括支援センターの報告資料を参照
糖尿病性腎症重症化予防	①高知県の糖尿病性腎症重症化予防事業の対象者(治療中断・未治療) ②高知県糖尿病性腎症透析予防強化事業の対象者	①対象者に通知後, 保険医療課保健師, 管理栄養士等が訪問し, 医療機関受診勧奨等を実施 ②県事業のモデル医療機関から保険者の保健指導の依頼があれば, 医療機関での栄養指導に同席後, 連携して保健指導を実施	【65歳以上国保と後期高齢者医療加入者】(※1) ①治療中断者の受診率 39.1%(9人/23人) 未治療者の受診率 50.8%(29人/57人) ②継続支援者: 9人 評価指標: 介入前後の Δ eGFR(※2)の差 評価対象者: 5人 改善: 3人, 維持: 2人

(※1) 受託事業の対象は後期高齢者医療制度加入者だが, 糖尿病性腎症重症化予防は, 65歳以上国保対象者も含めて評価する。

(※2) eGFR値(推算糸球体濾過量)の1年間の低下速度

糖尿病性腎症透析予防強化事業

業務全体のフロー図



高知県糖尿病性腎症透析予防強化事業プログラム抜粋

●令和2年度～実施

●高知市の対象者: 国保・後期高齢者医療保険加入者

↓

一体的実施のハイリスクアプローチの一つとして実施

●令和3年度実績

2か所のモデル病院と連携

指導対象者: 9人

●保険者(高知市)の指導ポイント

- ・医療機関との連携を重要視(初回介入時は必ず医療機関の指導に同席, その後は状況に応じて同席)
- ・電話や訪問(ライン電話での面談)等で, 医療機関での指導内容の理解度や実施状況の確認
- ・データが改善しているときは, 取組成果を一緒に確認
- ・悪化しているときは, 対象者本人の気持ちに寄り添い, 指導内容以上に頑張りすぎないかフォロー
- ・1クール(6か月間)終了後も, 本人, 医療機関に確認し, 支援を継続

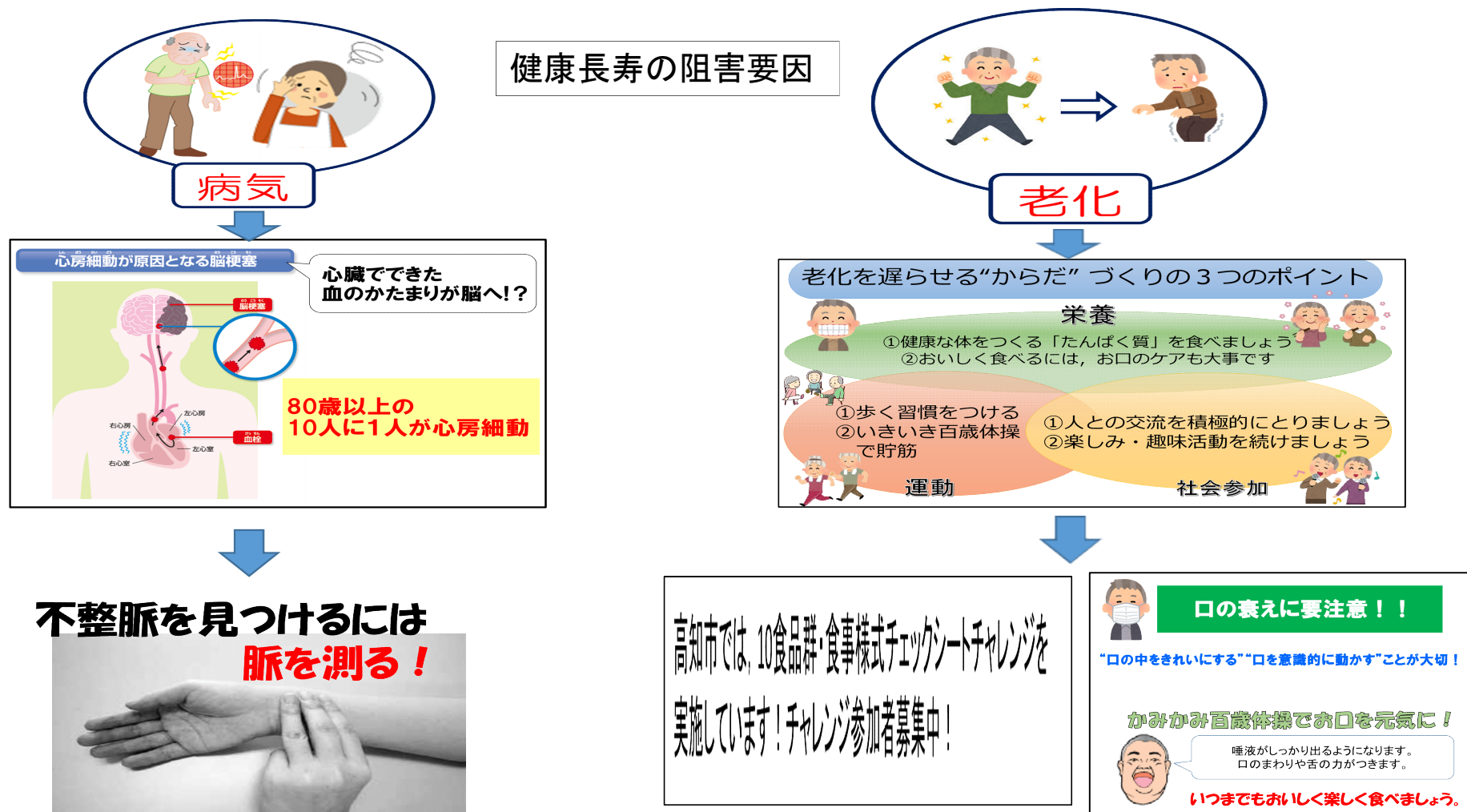
令和3年度事業実施状況

②ポピュレーションアプローチ

区分	概要	結果
健康教育 健康相談	・地域の通いの場等のお世話役さんの協力が得られるところで、「健康長寿の秘訣」等をテーマに健康講座を実施 ・可能な限り健康教育とセットで個別健康相談を実施 ・商業施設等でも啓発と合わせて実施 ・対象者の状況に合わせ、必要な医療や介護予防サービスを紹介	実施か所数:35(通いの場:403)
低栄養 予防活動	・地域の通いの場等において、低栄養予防の健康教育とセットで個別健康相談を実施 ・10品目チェックにより、食習慣の改善を支援	・いきいき百歳体操会場12か所で実施 ・評価対象者135人 ・多様性得点(ほとんど毎日食べる)の変化 10食品群の内3点以下:29人→8人 9点以上:11人→40人

健康講座の概要

テーマ：健康長寿の秘訣



健康講座・相談の実施状況

圏域	通いの 場所数	目標実施 場所数	実施場所		健康教育	健康相談
			実数	延数	参加延人数	参加延人数
下知・五台山・高須	38	12	0	0	0	0
大津・介良	30	9	5	15	249	2
三里	23	7	3	3	39	5
初月・鏡	20	6	4	6	63	0
朝倉	31	10	2	2	46	6
旭街	37	12	3	3	68	6
鴨田	30	9	1	4	188	0
潮江	39	12	2	5	55	1
長浜・御畳瀬・浦戸	34	11	2	3	45	2
春野	28	9	4	8	33	73
秦・土佐山	21	7	3	5	57	6
布師田・一宮	23	7	2	6	56	0
南街・北街・江ノ口	29	9	4	14	272	1
上街・高知街・小高坂	20	6	0	0	0	0
計	403	126	35	74	1171	102

コロナの影響で、目標の3割弱
の実施場所にとどまった

今後の課題

●ハイリスクアプローチの拡大

- ・健診結果や質問票, レセプト情報等を組み合わせて, 低栄養や口腔機能低下等のハイリスク者を抽出し, 必要な医療や介護予防事業等へつなぐ。
- ・糖尿病性腎症以外の重症化リスクへの対応。

令和4年11月28日(月)
令和4年度第1回高知市高齢者保健福祉計画推進協議会
資料

高齢者保健福祉計画推進協議会 事業進捗報告

高知市基幹型地域包括支援センター

1 いきいきと暮らし続ける

- 1－1 健康づくりの推進
- 1－2 生活支援サービスの充実
- 1－3 市民が主体となる地域活動の推進

方向性

- 健診，医療，介護データ等から，地域の健康課題を分析するとともに，健康状態不明者（１年以上健診，医療，介護認定を受けていない者）に対して，家庭訪問等により健診受診勧奨や，必要な医療や介護予防サービス等につなぐ個別支援（ハイリスクアプローチ）と合わせて，通いの場等での健康講座等（ポピュレーションアプローチ）により市民一人ひとりの健康行動の推進に取り組んでいきます。
- 地域の個々のニーズに応じた，住民主体の地域活動，生活支援サービスの充実を図っていきます。

1 - 1 健康づくりの推進

一人ひとりの健康行動の推進

新規

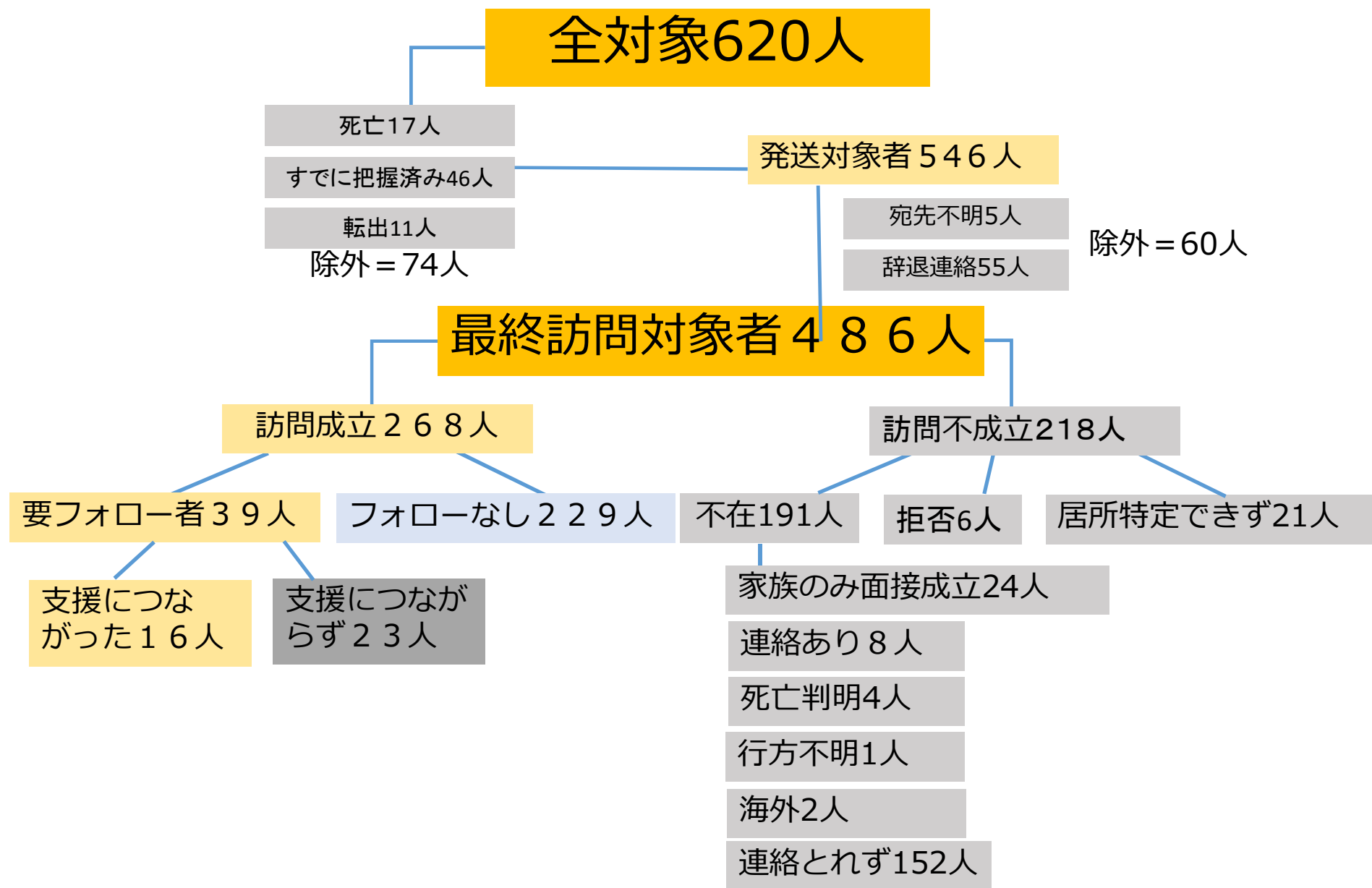
高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業

令和3年度

健康状態不明全数訪問の結果報告

実施報告 ①

事業概要	国保データベースシステム（KDBシステム）を活用し，後期・介護・国保・特定健診等の統計データより抽出された「健康状態が不明な高齢者」に対し，保健師・看護師等の医療専門職が訪問し，健診の受診勧奨を行うとともに，アセスメントに基づき必要な医療，介護サービスや通いの場等へつながるよう支援する。
対象者	令和元年度以降，健診，医療，介護のすべてのデータがない後期高齢者医療制度加入者で，かつ，地域包括支援センターが把握していない者，620人。
事業実施期間	令和3年4月1日～令和4年3月31日
事業実施圏域	1 4 日常生活圏域
訪問実施者	・基幹型地域包括支援センター、保険医療課、健康増進課に所属する保健師・看護師資格を有する者7名（保険医療課が初月、上街・高知街・小高坂の2地区を担当、健康増進課は11月以降の6圏域の一部を担当） ・地域包括支援センター職員の同行
実施内容	・事前通知を送付の上、家庭訪問を実施。 ・訪問は1回のみ，会えない場合は不在通知配置。 ・介護保険サービスが必要な場合や長期的な関わりが必要と判断される場合は，圏域の地域包括支援センターに引き継ぐ。
評価指標及び目標値	①面接できた者/健康状態不明者(事前通知者) 目標値60% ②支援につながった人数/健康状態不明者のうちアセスメントで支援が必要と判断した者 目標値50% ③健診受診者/健康状態不明者(事前通知者) 目標値30%



実施報告 ②

目標値	結 果
面接できた者/事前通知者 = (訪問率) 60%	面接できた者 268人 /事前通知者 486人 = (訪問率) 55.1 %
支援につながった人数/要支援者 = (つながった割合) 50%	支援につながった人数 16人 /支援が必要と判断した者 39人 = (つながった割合) 41% ・介護保険申請に至った人数 6人 ・通いの場につながった人数 7人
健診受診者/健康状態不明者(事前通知者) 目標値30%	健診受診率= 0.5% ・231人に受診勧奨を実施したが、実際に受診確認ができたのは6名

その他、実施に関する状況
・医療につながらなくとも、健康で豊かに自立した生活を送っている対象者も多数。 ・健診受診については、受診勧奨しても「今更受けない」というケースが多かった。 ・フレイル予防の観点から、なんらかの通いの場が必要と思われる方は多いものの、実際につながったケースは少なかった。 ・何らかの事情で医療にも介護にもアクセスできずにいる層も存在。 - 認知症疑い事例 = 18件 8050問題に該当すると思われる事例 = 4 件 - 著しい生活環境不良事例 = 9件 - 緊急搬送事例 = 1件 - 生活保護申請につないだ事例 = 1件

実施報告 ③

救急搬送事例 90代前半・女性

60代息子は訪問通知を手に待ちわびていたところの訪問。廃用性による寝たきり、脱水、るい瘦顕著。呼吸苦あり、SPO2=80代のため救急搬送。2か月後に退院。介護2。在宅酸素開始、訪問看護と訪問リハ、特殊寝台のレンタルが開始となる。

生活保護申請に至った事例 70代後半・女性

水道電気ガスが止まり、経済的に困窮。排泄は風呂でし、汚物はごみ処分。食事は一日1食を息子経営の居酒屋で食べている。地域包括が対応し、生活保護につながる。その後、医療機関受診にもつながった。

長期にわたるひきこもり事例 80代後半・男性

10年位前から引きこもり状態であり、妻以外、子供達同居家族とも会話なく、顔も会わせない状態。認知症なく、ADLは自立、自覚症状としては目が見えにくい、腰痛、手足の掻痒感。下肢浮腫あり。血圧166/100mmHg、P=71正常。地域包括と基幹で訪問し、近医受診につながる。多少の貧血あり・腎臓等の機能異常はなし・甲状腺機能の低下なし・アルブミン値も年齢相応。浮腫原因は、長期間の廃用性からの浮腫の可能性。介護保険サービス利用は希望せず、以後、相談時対応。

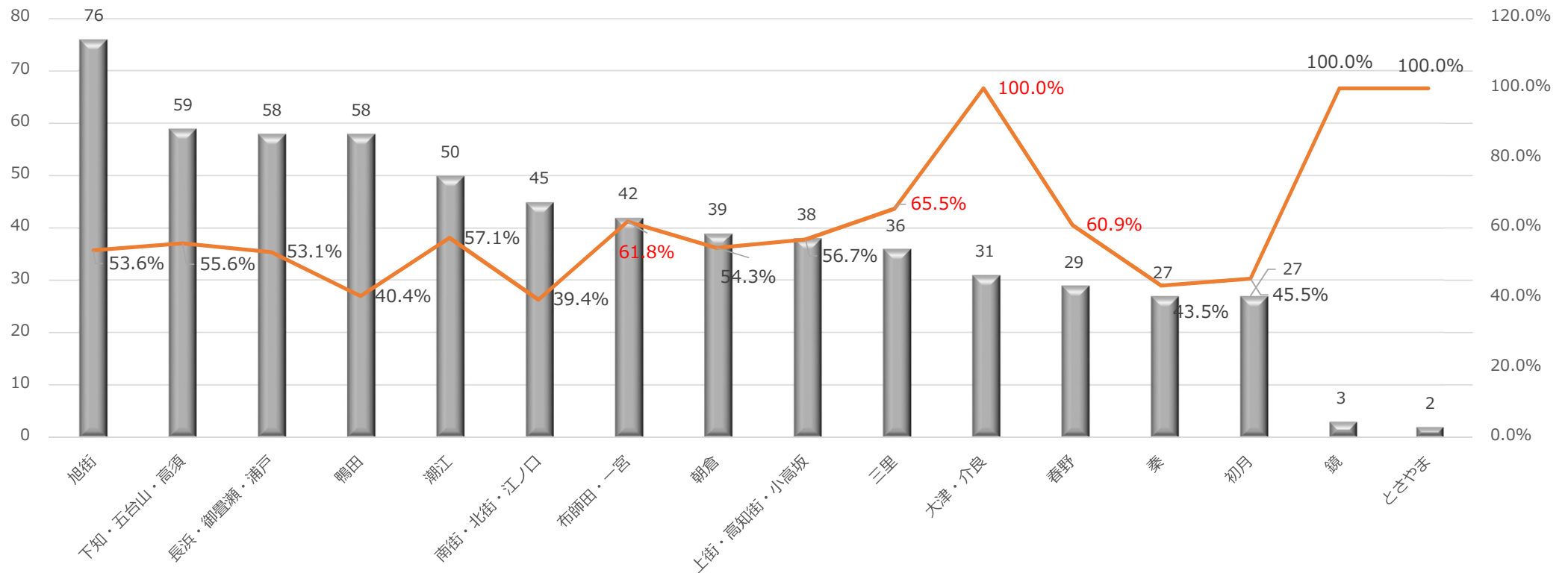
健康管理への関心が低い事例 70代後半・男性

元船員，退職後健診未受診。訪問時血圧170/105mmHg，以前受けた船員健診ではγ-G T:100と高値。体調は悪くないと話す。自宅は，片づけがされておらず，家の中に落ち葉が溜まっている状態で非常に不衛生。受診を勧める。

未受診の背景に経済的課題があると思われる事例 70代前半・男性

20年住んでいるが市役所の訪問は始めて。市もきちんと見てくれているんやね、との言葉。60歳まで船員。年金が少なく、家賃や介護保険等を払ったら殆ど残らない。食費1日200円程度で生活。地域包括再訪問するが、今は相談がないとの反応。

14圏域別 対象者数と面接実施率



■ 年度当初対象者数

— 面接実施率

訪問スケジュール

- ・面接実施率が60%以上：大津・介良、三里、布師田・一宮、春野
- ・面接実施率が50%未満：鴨田、秦、初月、南街・北街・江ノ口

7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月
南街・北街・江ノ口	春野、とさやま、鏡	<特別警戒につき訪問中止>	布師田・一宮、秦、大津介良、下知・五台山・高須	初月、三里、潮江、長浜・御豊瀬・浦戸	鴨田、朝倉	上街・高知街・小高坂旭街

課題と今後の方向性

- 地域によっては、周囲の住民との関係も希薄で、全く生活状況が把握できない事例もあった。
- 元気高齢者もいたが、事例のように複合的な課題を抱えた世帯も多くいた。
- 高齢期においては本人によるセルフケアのみでは不十分なことも多く、今後も引き続きいきいき百歳体操やその他サービスの紹介を実施する。
- 「介護や医療が必要にも関わらず、自ら声を上げることのない層」へのアプローチ手段として有効。
- 事業効果を上げるためには、会えていない件数を限りなくゼロに近づける努力が必要。
- 対象者の訪問は、可能な限り年度早期に開始し、面談率向上のために再訪問等にも対応できるよう調整が必要。
- 健診の受診勧奨とともに、地域包括支援センターと連携し、必要な医療や通いの場等へつなぐ。

【令和4年度計画】

健康不明訪問対象者：**予定者数410人**

1－2 生活支援サービスの充実

総合事業における自立した生活を支えるサービスの拡充

新規

訪問型サービスB・通所型サービスBの新設

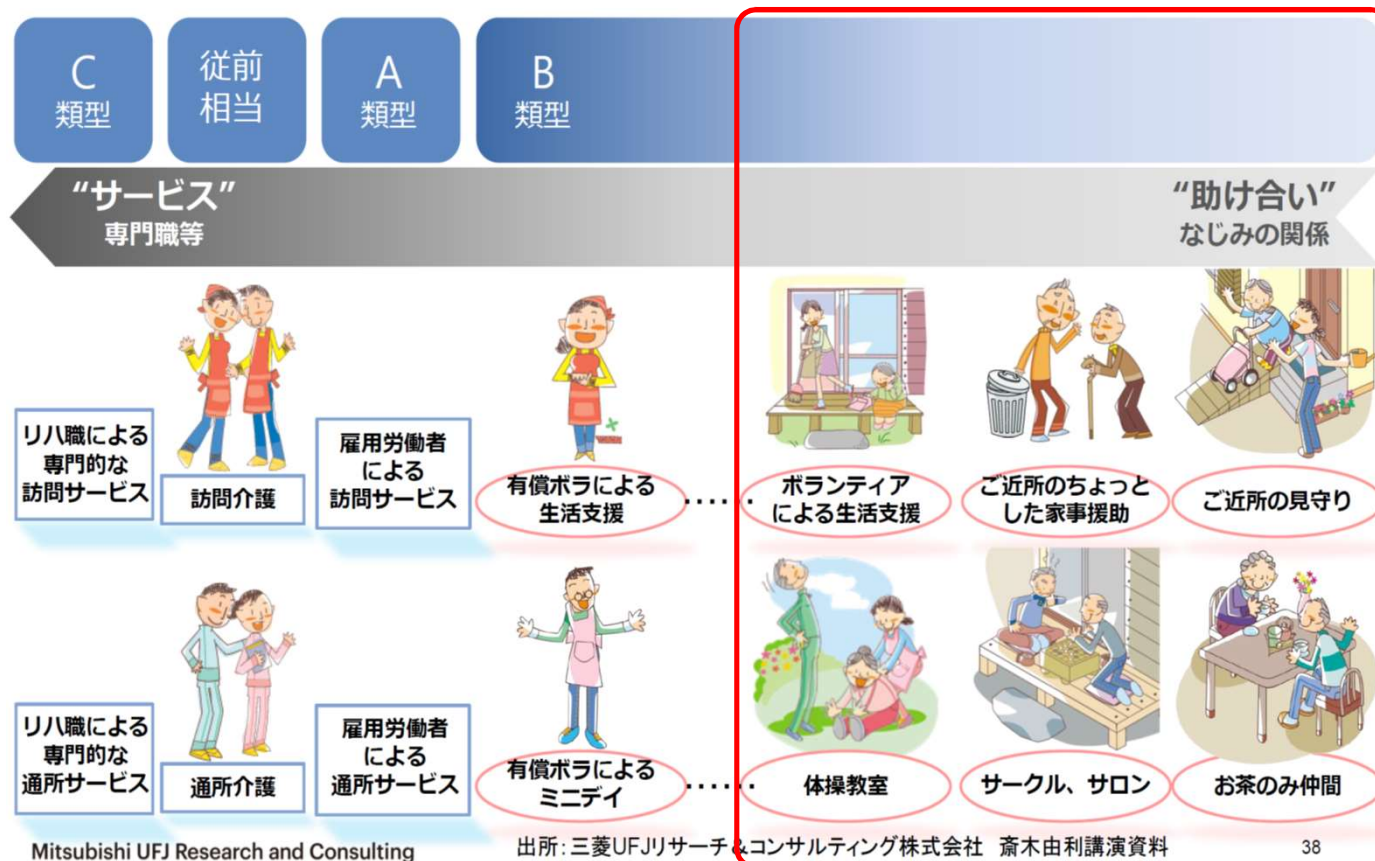
※基準緩和型事業についての概要をスライド最後に補足資料として記載

住民主体のサービス提供に向けた課題を整理し、地域のニーズに基づいた訪問型サービスB及び通所型サービスBを新設します。

(補足資料) 基準緩和型サービスとサービス類型

介護保険サービスには、国が定めた従来の介護保険サービスと、市町村が中心となって、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することで、地域の支え合い体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的効率的な支援等を可能とする「**総合事業**」があります。

その中でも基準を緩和したサービス類型があり、要支援者等の多様な生活支援のニーズに対して、地域の実情に応じてサービス提供していくため、保健・医療の専門職が短期集中で行うサービスと、雇用労働者が行うサービス、住民主体によるサービスなどがある。



基準緩和型サービスBは、住民主体の自主活動として行う生活援助と、通いの場等があり、主にボランティアで運営。地域のなじみの関係性から生活のちょっとした困りごとを助け合うことのできる地域づくりを目指しています。

通所型サービスB事業

「住民主体による要支援者等を中心とした定期的な利用が可能な自主的な通いの場」

	現行の要件
要件	週3日以上開催（1回4時間以上） 常時1名以上のスタッフ（ボランティア活動者）が常駐。 実施主体は2名以上から成る住民主体の組織。
内容	社会交流，介護予防（運動，口腔，認知，栄養）に資する活動。
対象者	下記運営補助金の対象者は，要支援者および事業対象者。
運営補助	開設準備費：300,000円以内。 対象経費は，修繕料，備品購入費，通信運搬費，消耗品費，等。 （例：手すりの設置，トイレの様式便器への変更，エアコン設置，物品購入等） 運営補助金：対象利用者1名につき6,680円／月 （食事提供がない場合は3,340円／月）

訪問型サービスB事業

「要支援者等の居宅において、介護予防を目的として、主に住民ボランティア等、住民主体の自主活動として行う生活援助等」です。

	現行の要件
要 件	実施主体は2名以上から成る住民主体の組織。
内 容	身体介護を伴わない、概ね30分以内程度で完結する生活支援活動。
対象者	下記運営補助金の対象者は、要支援者および事業対象者。
運営補助	開設準備補助：100,000円以内。対象経費は通所型と同様。 運営補助金：対象利用者1名につき1,000円／月

高知市基準緩和型サービスBの現在の活動状況について（令和4年8月ヒアリング結果）

	ふらっと旭【通所B】	ほっと笑【通所B】
開所	令和4年1月～	令和4年5月～
現在の活動内容	趣味活動・レクリエーション 介護予防の取り組み 食事提供 その他（子ども食堂・畑仕事）	食事提供 茶話会 その他（子ども食堂） ＊10月より訪問B事業も実施予定
開所頻度	週5回（月～土）	週3回（月・水・金）
開所時間	5時間（10：00～15：00）	4時間（10：00～14：00）
利用状況	実100名（子ども含む）	実：未定（多い日で10名程度）
補助対象利用者	事業対象者・要支援者15名程度	不明（2名は認定あること確認）
人材	1～2名/日のボランティアを配置	常駐1名 ボランティア1～2名/日
場所	一軒家の賃貸	一軒家の賃貸

＊基準緩和型訪問サービスB事業については、10月より開設予定

基準緩和事業運営者や住民へのヒアリングから見えてきた課題と今後の方針

補助金など補助要件

- 補助額が補助対象者で変動するため運営が難しい。
- 補助額が少ない
- 補助要件が厳しい。
- 人集めに神経を使う。認定の有無を意識してしまう。
- 食事提供の有無についても柔軟な対応ができないか？



- 補助金の要件を見直し
- 補助額の検討

人材的な課題

- ボランティアの質の担保
- ボランティアが増えるとコーディネート役がいないと統制が取れず、トラブルとなる。
- ボランティアへの心理的な負担も大きい。



- コーディネート役の配置検討(人件費)
- ボランティア養成方法・内容の見直し
- ボランティアのフォローアップ体制検討

その他

- 事業対象者と要支援者が利用する場合、契約・プラン発行が必要であることで、住民主体で誰でも利用できる集いの場であるのにも関わらず利用しづらい。
- 事務が煩雑
- 一般の住民主体では、補助金申請も含め、ハードル高い。



- 事業の運用方法の見直し
- 補助対象者のケアプラン取扱い方法について検討
- 事務手続きの簡素化
- 制度設計の再検討

1－1 健康づくりの推進

住民主体の介護予防活動の推進

1－2 生活支援サービスの充実

1－3 市民が主体となる地域活動の推進

生活支援の人材発掘・育成

拡充

こうち笑顔マイレージ事業

- 健康づくり活動への参加意欲の向上に向け、「こうち笑顔マイレージ」の普及に取り組みます。ポイント付与対象内容について、市内企業と連携し、還元方法等について見直します。
- こうち笑顔マイレージの対象とする活動内容について、地域での住民同士の助け合いなどを加味し、適用範囲について検討を行い、令和4年4月より対象者の要件を撤廃しました。また、訪問型・通所型サービスBで支援者として活動する方へのポイント付与も開始しました。

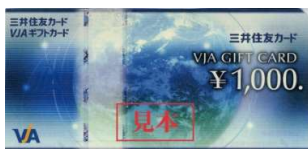
こうち笑顔マイレージ事業の概要

社会参加活動を通じた高齢者等の健康増進や介護予防への取組を図るとともに、世代を超えて交流し支え合うまちづくりを目指し、**令和4年度より対象年齢などの要件撤廃し、高知市に住所のある市民全ての方を対象。**（事前研修受講は必須）

活動内容に応じてポイントを付与して貯めたポイントで、ですかチャージ券や商品券等と交換することができる制度。

活動内容としては、介護保険施設等でのボランティア活動と、地域のいきいき百歳体操への健康づくり活動に対してポイントを付与する。

【ポイントで交換できる商品】
VJAギフトカード



QUOカード



ですかチャージ券



地域福祉活動への寄付



こうち笑顔マイレージ事業概要の令和4年度からの変更点

	令和3年度まで	令和4年度より
目的	➤ 高齢者の活躍の場の創出による生きがいやりがいづくり ➤ 社会参加活動を通じた高齢者自身の介護予防の推進及び健康増進の推進	社会参加活動を通じた高齢者等の健康増進や介護予防への取組を図るとともに，世代を超えて交流し支え合うまちづくりを目指す
対象者	高知市民の65歳以上の方 ・ ポイント交換は、要介護(要支援)認定を受けていない、総合事業の事業対象者となっていない、介護保険料の滞納がないことが条件	全ての市民 （※未成年の場合は，保護者同意が必要）
活動の種類	① 介護保険施設等でのボランティア活動 ② いきいき百歳体操（健康づくり活動）への参加	① 介護施設等でのボランティア活動 ② いきいき百歳体操等（健康づくり活動）への参加 ③ 住民団体による訪問型・通所型サービス（支え合い活動）におけるボランティア活動

こうち笑顔マイレージ活動内容とポイント還元について【ボランティア】

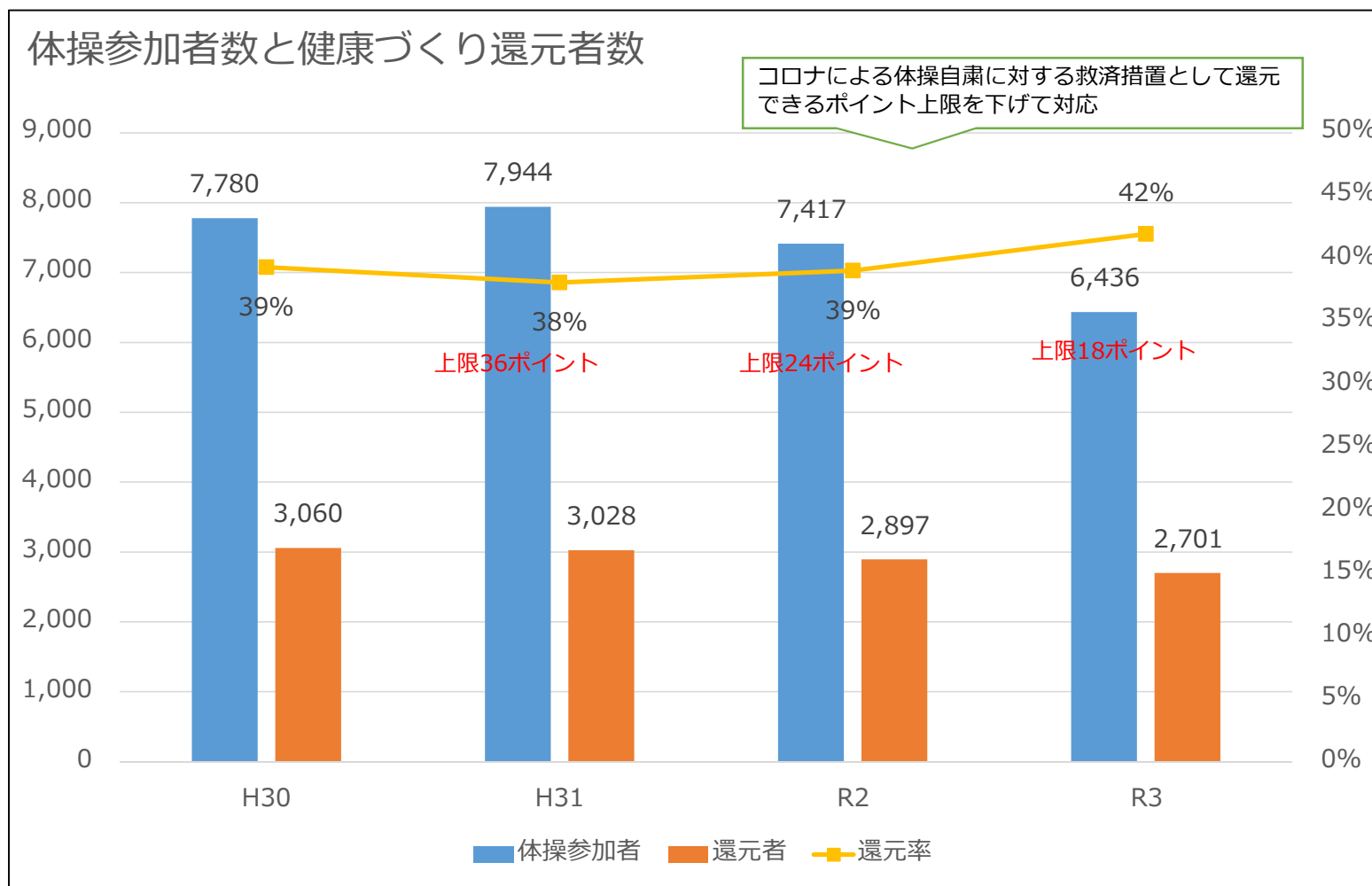
	施設でのボランティア活動	支え合い活動
主な活動内容	(例) ○レクリエーション等の手伝い ○催し事に関する手伝い(設営、製作活動) ○話し相手、読み聞かせ、昔遊びや特技を伝える ○清掃、草刈り、裁縫、洗濯物の整理 ○職員とともに行う軽微かつ補助的作業 等 * 受入機関によって活動内容が異なります	(例) * 受入機関によって活動内容が異なります 【通所型】 ○食事の準備 (調理・配膳を含む) ○催事の手伝い, レクリエーションの手伝い ○洗濯・掃除 ○外出支援 ○話し相手, 留守番 等 【訪問型】 ○日常生活の困りごとをお手伝いする (概ね30分程度) 活動 (掃除・洗濯・ゴミだし・電球の取り換え 等)
活動場所 (募集する受入機関)	● 介護保険施設 (デイサービス、デイケア、グループホーム、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設等) ● 保育所・地域子育て支援センター・児童養護施設 ● 障害児・者施設及び通所サービス * 高知市に住所があり、市の指定する以下の施設等(施設の事前申請必要)	● 基準緩和型通所サービスB事業 ● 基準緩和型訪問サービスB事業
ポイントの上限 * ポイントは各活動ごとにポイント付与、還元も別になります * 1スタンプ = 100円	ボランティア (1時間) 4ポイント (1スタンプ) * 1日上限は2時間 8ポイント (2スタンプ)	【通所】 4時間以上 5ポイント (5スタンプ) 2時間以上 4 時間未満2ポイント (2スタンプ) 【訪問】 30分程度 2ポイント (2スタンプ) (1日上限4ポイント : 4スタンプ)
	年間上限 200ポイント (5000円)	年間上限 通所と訪問の合算で400ポイント (40,000円)

こうち笑顔マイレージ活動内容とポイント還元について【健康づくり】

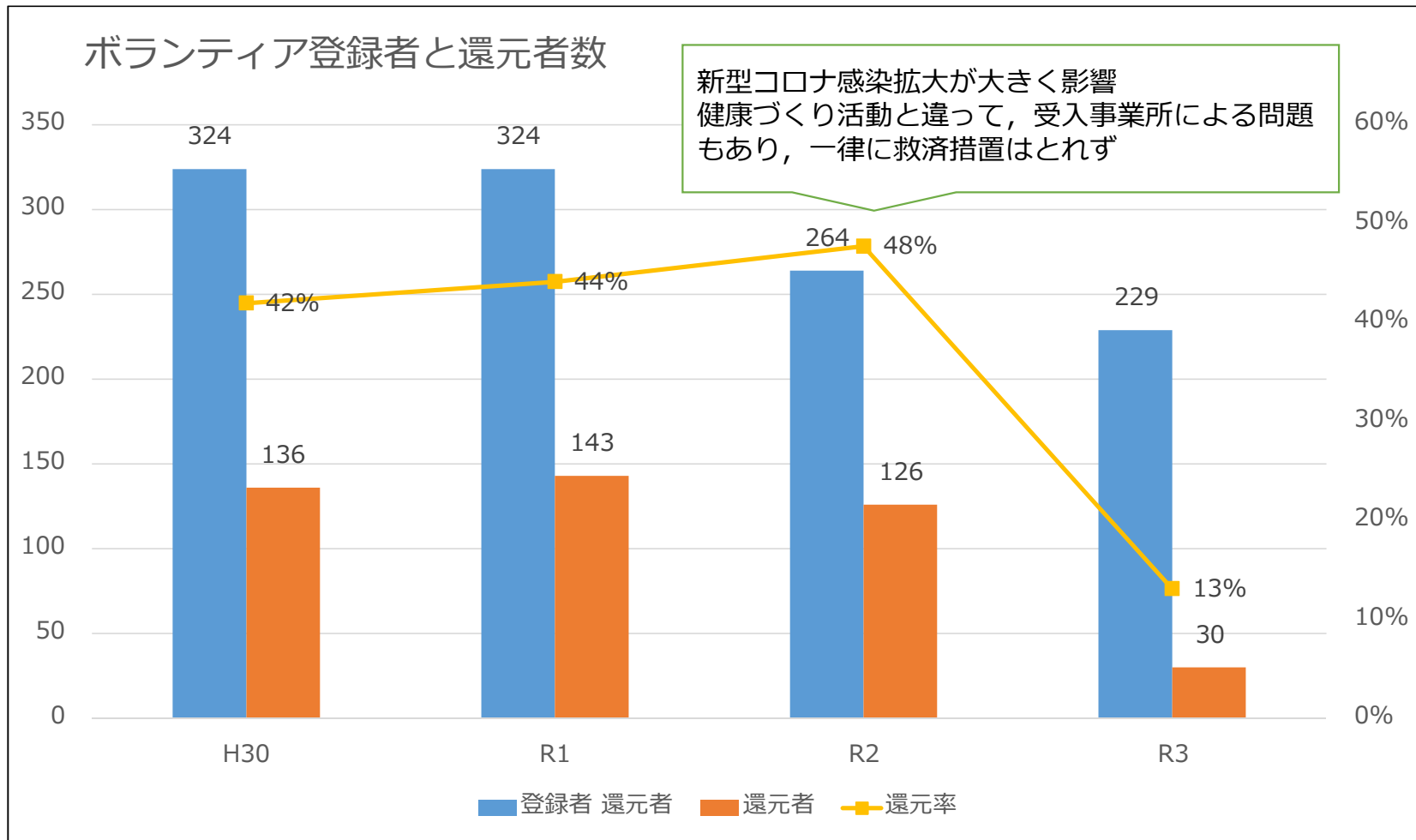
	健康づくり活動	
主な活動内容	いきいき百歳体操へ参加	
活動場所 (募集する受入機関)	管理機関(高知市社会福祉協議会)に登録したいきいき百歳体操会場	
ポイントの上限 * ポイントは各活動ごとにポイント付与, 還元も別になります * 1スタンプ=25円	健康づくり 1 回 1 ポイント (1スタンプ) * 1日上限は1回	
	年間上限	40ポイント (1000円)

こうち笑顔マイレージ事業 ～いきいき百歳体操参加者と健康づくり還元者数の年次推移～

* 体操参加者数は、お世話役へのアンケート調査にて把握した人数。



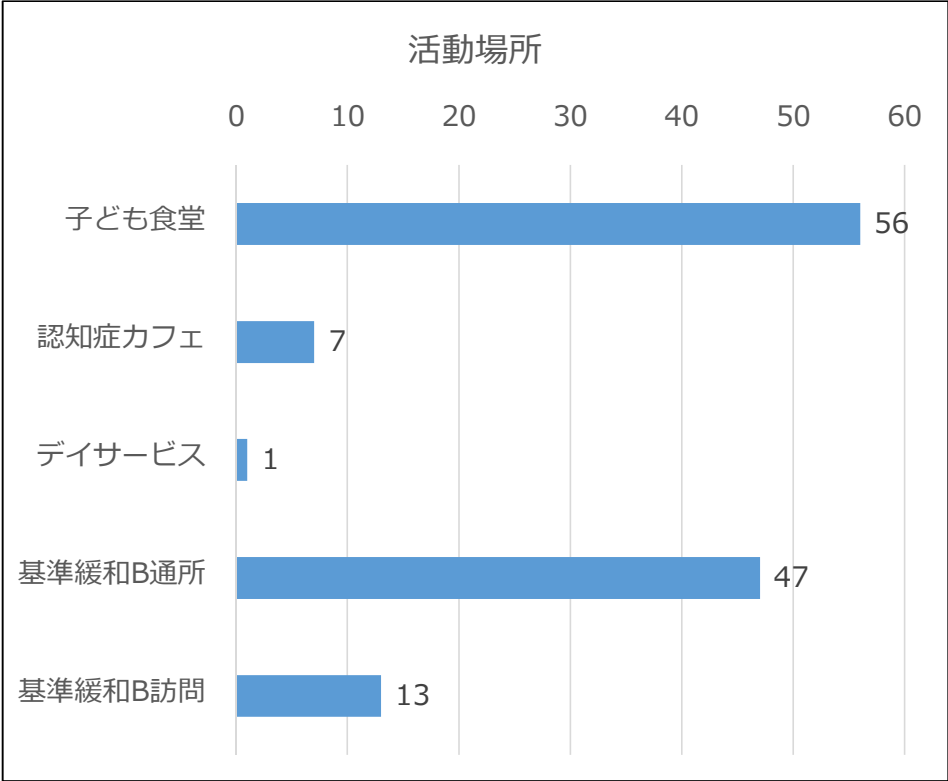
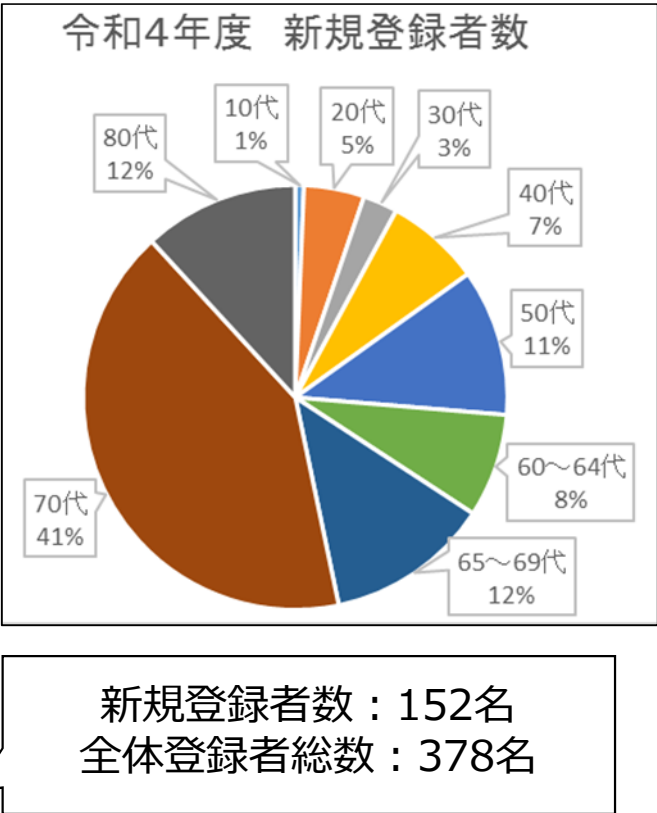
こうち笑顔マイレージ事業 ～ボランティア活動登録者とボランティア還元者数の年次推移～



令和4年度 年齢要件を撤廃してからの新規登録者の状況

(令和4年9月末時点)

年代	施設 ボランティア	支え合い ボランティア
10代		1
20代	1	6
30代	3	1
40代	7	4
50代	11	6
60～64代	10	2
65～69代	15	4
70代	39	24
80代	6	12
合計	92	60

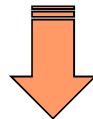


年齢撤廃したことで、65歳以下の新規登録者が約3割登録。例年と比較して登録者数も増加傾向。
活動場所についてもコロナ禍で活動が休止している施設ボランティアではなく、コロナ禍でも活動を継続している「子ども食堂」や「認知症カフェ」に加え、基準緩和B事業など地域での集いの場などで活動している方が多い。

現状課題と今後の方針



- 活動者の高齢化に加え、新型コロナウイルスの影響から、登録者の減少、活動率の低迷が課題、年齢に関係なく、地域活動したい方が、ご自身の活動できる範囲で選択することができ、活動のモチベーションの維持につながるような仕組みづくりを目指す。
- 現在は、活動内容によって手帳管理しており、多い方で4冊管理する必要がある、管理方法が複雑で煩雑となっている。



- ◎活動したい人材の発掘・育成・マッチング
(市社協ボランティアセンターと地域包括支援センターの協働強化)
- ◎SNSの活用等を取り入れた若い世代への発信と新規登録者開拓
のための普及啓発強化
- ◎還元方法の簡素化や還元内容を魅力あるものにする。(冊子統合とICT化など)
- ◎コロナ禍でも継続可能な活動支援(子ども食堂や地域集いの場)

ケアマネジャーの質の向上を支援する取り組み

～高知市介護支援専門員キャリアラダーモデルの活用に向けて～

高知市基幹型地域包括支援センター



ケアマネジャー(介護支援専門員)とは

ケアマネジャー（介護支援専門員）とは、要介護者・要支援者の人やその家族の相談に応じるとともに、その心身や介護者の状況に応じて適切な介護保険サービスやその他の支援を受けられるようサービス計画（ケアプラン）を作成し市町村やサービス事業所、施設等との連絡調整等を行う者。

また、要介護者や要支援者の人が尊厳を保持し、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むのために必要な援助に関する専門知識・技術を有する者として都道府県より介護支援専門員証の交付を受けた者とされている。

ケアマネジャーは専門知識、スキル、ネットワーク形成能力などを駆使し、利用者の有する能力に応じた尊厳あるその人らしい自立した日常生活を営むために必要となる、保険医療・福祉サービスを位置づけたケアプランを作成し利用者を支援するための専門職である。

ケアマネジャーは単なる介護保険サービスの調整役ではない

ケアマネジャーが所属する事業所と施設

ケアマネジャーが所属する事業所と施設

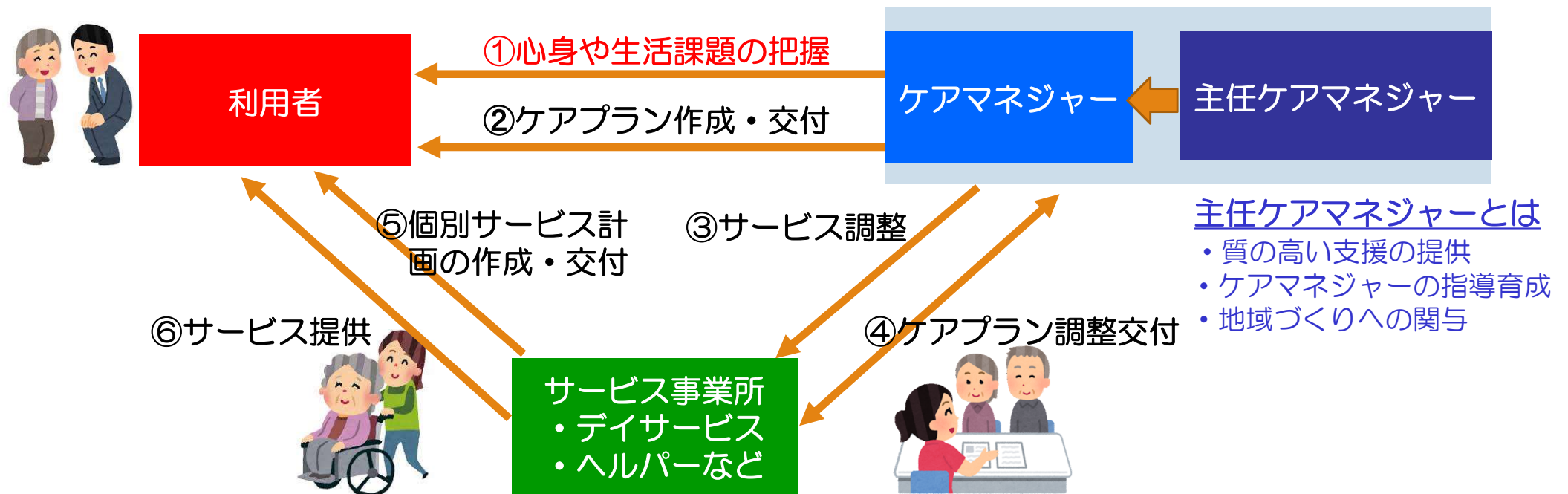
自宅生活を支援するケアマネジャー

- ・ 居宅介護支援事業所
- ・ 地域包括支援センター（ケアプランセンター）
- ・ 小規模多機能型居宅介護事業所
- ・ 看護小規模多機能型居宅介護事業所

施設生活を支援するケアマネジャー

- ・ 介護老人福祉施設
- ・ 介護老人保健施設
- ・ 介護療養型医療施設
- ・ 介護医療院
- ・ グループホーム
- ・ 特定施設入居者生活介護事業を行う
有料老人ホーム・ケアハウスなど

ケアマネジャーの業務



地域共生社会の実現に向けて ケアマネジャーに求められる役割

高知市がめざす地域包括ケアシステムの姿(イメージ図)



ケアマネジャーの役割

- ・利用者の自立した生活
- ・地域での生活継続



利用者が地域で自分らしく元気で暮らすために必要となる医療、福祉、地域資源を利用者個々の暮らしに合わせ繋ぎ合わせる

地域課題解決に向けた地域課題の抽出と課題解決に向けた取り組みの実践

ケアマネジャーに求められる資質向上

（介護支援専門員の義務） 介護保険法第 69 条の 34

- 3 介護支援専門員は、要介護者等が自立した日常生活を営むのに必要な援助に関する専門的知識及び技術の水準を向上させ、その他その資質の向上を図るよう努めなければならない。

ケアマネジャーは、利用者の有する能力に応じ、その人らしい自立した日常生活を営むための支援に必要な知識、スキル、ネットワーク形成などに利用者支援に関する能力の水準を向上させるために、専門職としての資質向上に努めることが義務付けられている。

ケアマネジャーの質の向上に関する課題

- ① 介護保険の理念である「自立支援」の考え方の共有
- ② 利用者像や課題に応じた適切なアセスメント（課題把握）の実施
- ③ サービス担当者会議などにおける多職種協働機能の向上
- ④ ケアマネジメントにおけるモニタリング，評価機能の向上
- ⑤ 利用者に対する医療サービスの組み込みをはじめとした医療との連携力強化
- ⑥ インフォーマルサービス（介護保険等公的なものの以外のサービス）のコーディネート機能の強化と地域のネットワークづくりに向けた取り組み

ケアマネジャーの質の向上に関する課題

- ⑦ 小規模事業所の中立・公平性の確保や質の向上の取り組み支援
- ⑧ 地域における実践的な場での学び，有効なスーパーバイズ機能等，ケアマネジャーの能力向上への支援
- ⑨ ケアマネジャーの養成方法や研修内容について

9つの課題が解決に向かわない要因

ケアマネジャーは面談，ケアプラン作成，評価などの業務を一人で行うことが多く，利用者や指導者から自らのケアマネジメントに対して評価を受ける機会に乏しいため，専門職として自らの支援過程を振り返り評価する機会が乏しい。

ケアマネジャーにとって質の向上とは

質の高いケアマネジメントって具体的に何なの？
どうすれば良いの？

自分では頑張っているつもりだけど・・・
ケアマネジャーとして
去年よりも成長できているのかなあ？自信が
持てないなー

ケアマネジャーの
キャリアアップって
主任ケアマネジャー
になること？

質の向上のためには
研修に参加し学ぶ姿勢を
持ち続けることが大事！

毎年同じ様な研修ばかり。業務が忙しくて研修に参加する時間がないよー



ケアマネジャーの質の向上のためには

- ① 専門職，援助者としての自分の課題を認識し，成長目標を定める必要がある。
- ② 質の向上を目指すにあたり，ケアマネジメント業務以外に取り組む研修や活動などを取捨選択し，多忙な業務の中で有効に時間を活用する必要がある。
- ③ 研修で学んだこと，知識や体験をどう業務に活かすのか，目標と意図的な職業訓練（PDCAサイクルに沿ったOJT）が重要。
- ④ ケアマネジャーの育成に係るサポート体制を，職能団体や行政を含め一体的に構築する必要がある。

研修に参加するだけでは，質の向上に繋がらない現状がある

ケアマネジャーが誇りとやりがいを持って 仕事を続けるために

専門職として成長を感じられる育成の仕組みをつくる

（専門性を理解し、自己評価、目標立案、目標達成に向けた研修や業務への取り組みのサイクルを定着）

- ケアマネジャーの専門性とキャリア像の物差しとなるキャリアラダーモデルを作成し示す。
- 専門性の評価ツール、目標管理ツールを作成し提供する。
- 情報収集と課題分析に必要な視点を見える化し、アセスメントを補助するツールを提供する。
- キャリアアップに向けて体系的に必要な研修（演習）の場を提供する。

地域でケアマネジャーの育成に係る支援を受けられる仕組みをつくる

- 地域包括支援センターや職能団体の相談支援体制の強化。
- 支援困難事例など個別事例に対するケアマネジャーとケアマネジメント支援機能の強化。
- 事例検討会などを通じた、スーパービジョン機能・コーチング機能の強化と機会を増やす。
- 社会資源の活用に向けたコーディネート機能の補助機能の強化。



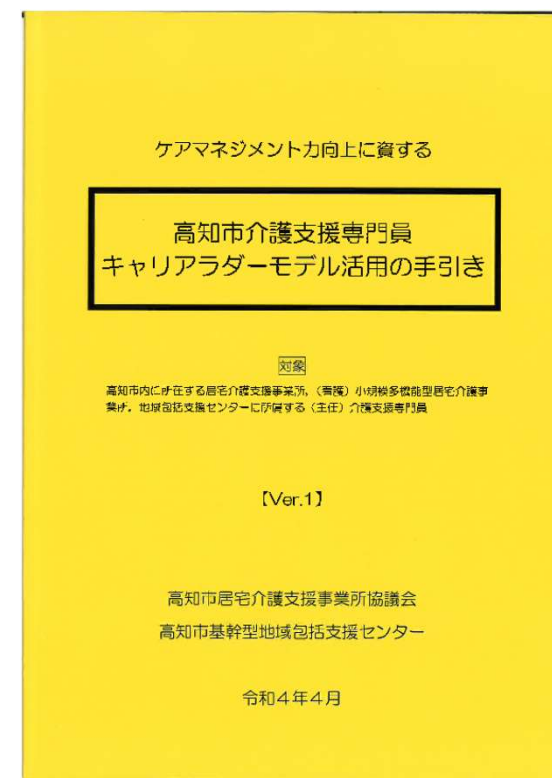
高知市介護支援専門員キャリアラダーモデル 活用の手引きについて

【対象事業所】

- 居宅介護支援事業所
- 小規模多機能型居宅介護事業所
- 看護小規模多機能型居宅介護事業所
- 地域包括支援センター

※ 高知市居宅介護支援事業所協議会と共同制作

<https://www.city.kochi.kochi.jp/soshiki/194/careerrudder.html>



ケアマネジャーのキャリアラダーモデル



**初任者
ラダーⅠ**
ケアマネジャー
としてのキャリ
ア初期段階

**新人～中堅
ラダーⅡ**
標準的なケアマネ
ジメントを展開す
る段階

**中堅～ベテラン
ラダーⅢ**
質の高いケアマネ
ジメントを展開す
る段階

**主任ケアマネ
ラダーⅣ**
指導者として質の高
いケアマネジメント
を展開し事業所のケ
アマネジャーの育成
に取り組む段階

**スーパーバイザー・
管理者
ラダーⅤ**
指導者として質の高
いケアマネジメント
を展開し地域のケア
マネジャーの指導や
指導者の育成に取り
組む段階

必要なスキル

基本的なケースに対する
ケアマネジメント力

応用的なケースに対するケ
アマネジメント力

初任者や後輩に対するケ
アマネジメントの指導力

地域全体のケアマネ
ジャーを牽引する力

必要な経験

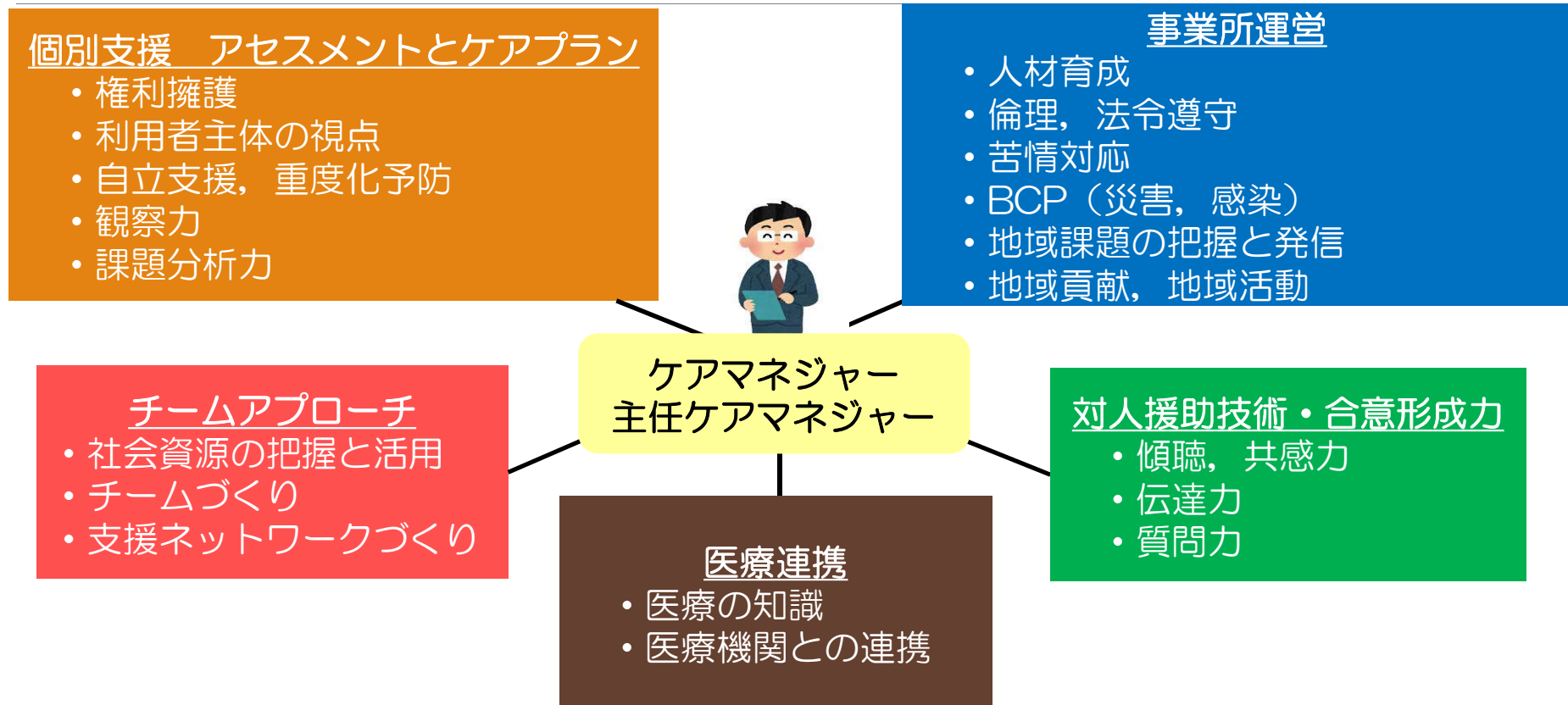
基本的なケースの実践

応用的なケースの実践

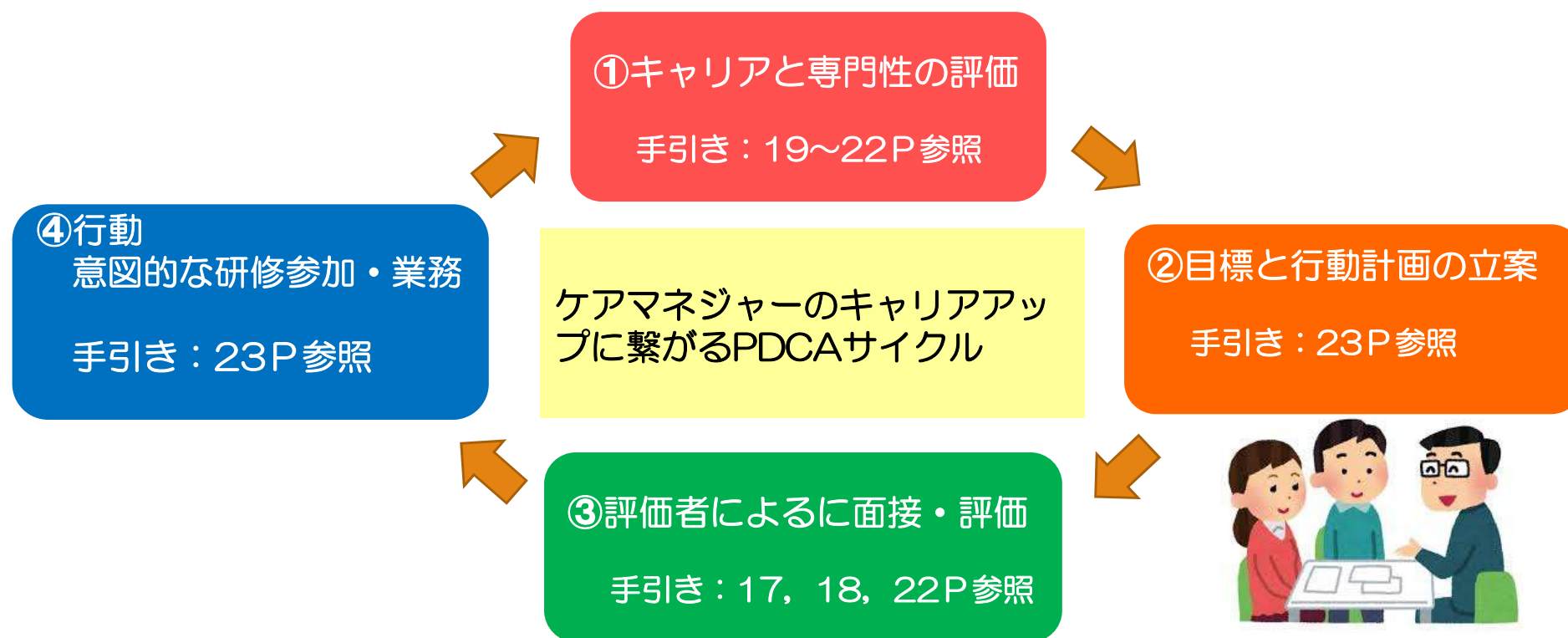
指導の経験の蓄積

地域全体への働きか
けの経験の蓄積

ケアマネジャーの専門性とは



キャリアラダーモデル(手引き)活用の流れ



①キャリアと専門性の自己評価(手引き21～22P)

高知市介護支援専門員の専門性評価シートの記載方法

【年に1回の評価】

① 評価シート上段の評価基準に沿って、評価項目の1－1から5－6までを自己評価（採点）する。

（5－1（S）については主任ケアマネジャーは評価必須）

② 各評価項目のキャリア階層（I～V）について、19、20Pのキャリアに応じた目指す領域別の状態像一覧表を参考に、自己判断で記載する。

③ 評価シート裏面の、自己評価まとめ欄に、自分自身を評価・分析した結果や、課題は何かを記載する。

高知市介護支援専門員の専門性評価シート

自分のキャリア開発を判定し各項目を評価して下さい 主任介護支援専門員および、キャリアIV、Vに該当する方は5-1（S）は必須評価項目です		氏名	
【評価基準】 5点（90%以上できる） / 4点（80%以上できる） / 3点（60%以上できる） / 2点（40%以上できる） / 1点（20%以上できる） / 0点（20%未満）		経験年数	
領域別の評価項目	キャリア階層	自己評価	他者評価
1-1 バイスキップの7原則の理解 話を聴く力 非言語的コミュニケーションの意識と活用 面接における傾聴心			
1-2 伝えたいことを相手に伝わりやすい内容で説明に話す 分かりやすい資料の作成 利用者・家族との共通の意思、取得する力 関わりを深めながら相談に臨む			
1-3 質問に答えやすい態度づくり 質問する力 場内や場外に適切な適切な態度技術の活用			
2-1 利用者の尊厳や個別性を尊重できる 利用者や家族との人しよを促せる 支援者としての価値観を押し付けることがない 虐待の兆候を察知し、虐待が起った背景を分析でき予防できる			
2-2 利用者の望みと暮らしについての自己決定・自己選択の尊重と支援 自己決定を最大限尊重するための関係性づくりや情報提供の提供と実践 利用者の意欲・意欲能力・意欲を引き出す支援の重要性の理解と実践			
2-3 介護保険制度の基本理念における自立支援に関するケアマネジメントの役割の理解 アセスメントの目的や方法の理解 アセスメントにおける情報収集の内容の理解と実践 状態の維持・改善・悪化の可能性の予測			
2-4 支援に必要となる情報の理解の提供 利用者との関係や生活環境、人間関係からの変化を察知する 課題解決の経過や背景の把握			
2-5 ケアプランの作成における記載方法や目的の理解 ニーズや生活課題を導き出す課題分析の手法の理解と実践 課題解決に向けた目標設定と自立を目指すサービス計画の作成 介護支援専門員として課題解決の専門的な知識・技能を駆使できる サービス担当者会議の意義と目的、チームアプローチの重要性の理解 サービス担当者会議の開催準備及び会議の進行ができる モニタリングの意義と目的、手法の理解 目標に対する各サービスの達成度（効果）の検証と評価 モニタリング結果の分析や改善の要請と重要性の理解 サービス計画の再作成プロセスの理解と実践			
3-1 インフォーマルサービスの把握 施設サービスを含む多様な介護保険サービス事業所や特徴の把握 障害者総合支援法等の介護保険制度外の資源の把握と活用 地域住民や家族を含むインフォーマルサポートの活用			
3-2 チームマネジメントにおけるリーダーシップの重要性の理解 インフォーマルサービスを含む支援者との共通・調整力			
3-3 利用者の望みと生活の実現に向けたチームづくりの実践 療育的支援やケアの知識・技能の習得			
4-1 療育・療育的リハビリテーション方法の理解と活用 療育、再発予防の考え方や方法を理解とケアプランへの反映			
4-2 在宅療育の推進づくりの取り組み 入居後経過における連携と協働			



②目標と行動計画の立案(手引き23P)

年間目標管理シートの記載方法

年間目標管理シート

氏名		資格		経験年数	
個人の目標					
実施時期	期間	テーマ	目標と研修内容 (何を どの程度 どのように)		

【年に1回の目標と行動計画の立案】

- ① 評価シートの評価内容に沿って、ケアマネジャーとしてどの専門性に課題があるのか、またさらに伸ばしたい専門性は何か、自分自身のキャリア目標を描き目標を立案する。
- ② 自ら立案した目標に対して、目標達成、課題解決の視点で、具体的な行動レベルで、参加する研修や業務で取り組むこと、活動する内容を具体的に記載する。

※ 事業所で「個別研修計画」を作成している場合は代用可能



③評価者による面接評価

【年1回の評価面談実施】

- ① 事業所の管理者、主任ケアマネジャーは、部下や後輩が作成した
 - ・ 高知市介護支援専門員の専門性評価シート
 - ・ 年間目標管理シートの記載内容を確認し、評価面談を実施する。
 - ② 評価面談では「注意、指摘、指示」することよりも評価対象者が自らが、自分の課題に目を向け、1年間の目標と取り組み内容を決められるよう、その過程を支える。
 - ③ 管理者、先輩として必要な助言を行い、目標の到達点や取り組み内容の修正を補助する。
- ※ 評価者不在の事業所については同僚と相互評価を実施する。同事業所に同僚もいない場合は、日常的に関わりのある他事業所のケアマネジャーや主任ケアマネジャーに協力を依頼する。



④行動（意図的な研修参加・業務）

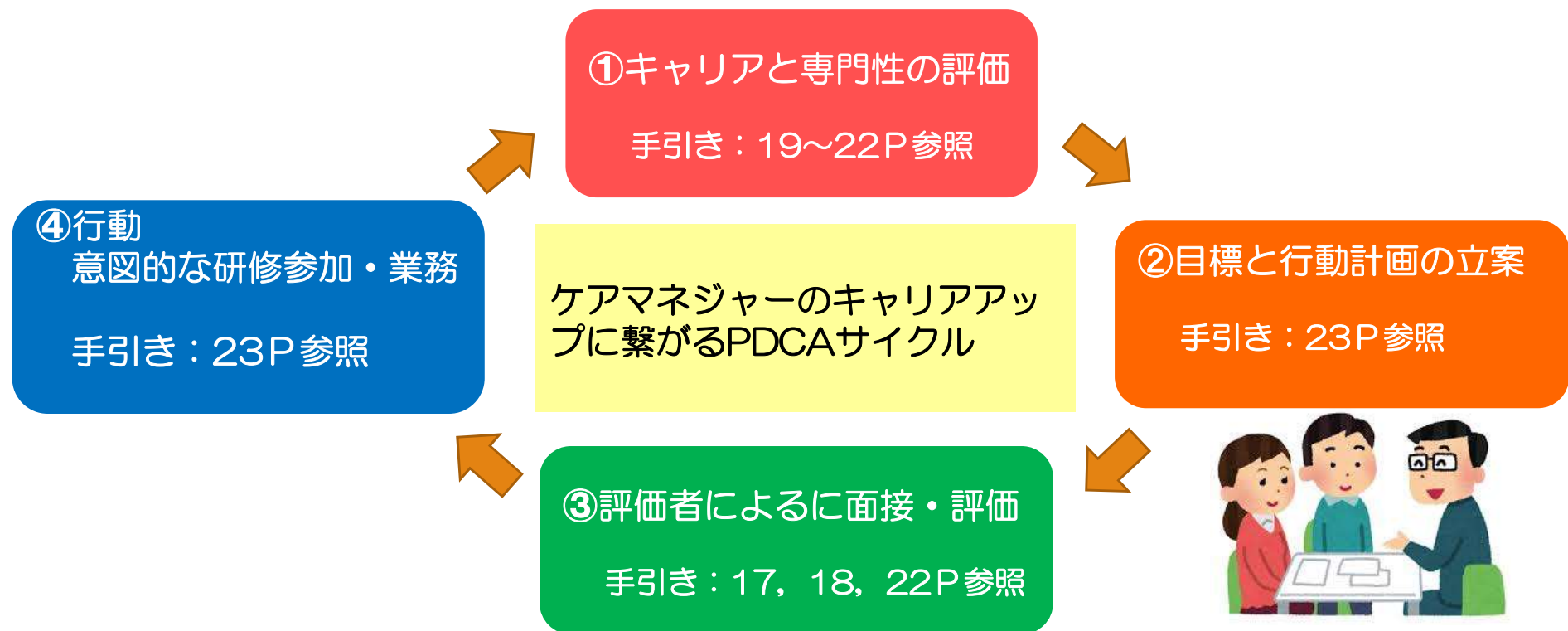
- ① ケアマネジャーは自らが立案した年間目標管理シートに沿って、研修や事例検討会、自己研鑽のための学習、行政や地域包括支援センター、専門職団体が実施する活動、業務に取り組む。
- ② 評価者は、年度途中に取り組みの途中経過の確認や、中期面接を取り入れ形成的な評価となるよう意識する。



年度末に専門性評価シートを使って自己表価を実施。
目標の達成状況、専門性の向上など成果を確認し、更なるキャリアアップに繋げる次年度の目標と取り組みについて検討しよう！



年度ごとに実施するキャリアアップに向けたPDCAサイクル



今後のケアマネジャー支援 質の向上に向けた取り組みの支援

- ① キャリアラダーモデル活用した人材育成の取り組みを行う事業所について、アンケートと聞き取り調査実施後に、高知市公式ホームページに掲載し、市民や多機関に発信する。
- ② キャリアラダーモデルに関するツール改定の検討と、改定したツールを提供する。
- ③ キャリアアップに必要な体系的な研修を実施する。
（アセスメント研修、ケアプラン作成研修、指導者育成研修、多職種や医療連携研修
社会資源の把握と活用に関する研修、事例検討会の運営と運営に関する研修など）
- ④ 情報収集と課題分析の視点を補助するアセスメントツールを開発し提供する。
（令和5年2月より提供予定。合わせてアセスメント研修を実施予定。）
- ⑤ ケアマネジャーとケアマネジメントを支援する体制の強化を目指し取り組みを検討する。

2 地域福祉活動推進計画関連 ～重層の支援体制整備事業～

重層的支援体制整備事業について

重層的支援体制整備事業とは・・・

- 令和3年4月施行の改正社会福祉法において創設された事業。
- 介護・障がい・子育て・生活困窮分野の「相談支援」と「地域づくり」に関する事業が一括交付金化され、一体的に実施することが可能となった。
- 国費新メニューとして、「多機関協働による支援」「参加支援」「アウトリーチ等を通じた継続的支援」が創設。
- 8050問題やヤングケアラーの問題、ひきこもりなど、複雑化・複合化した課題への対応を強化。
- 従来の縦割りの壁を解消し、一体的に取り組む。
- 高知市は、令和3年度に準備を進め、令和4年度から開始。

重層的支援体制整備事業の5つの支援

①包括的相談支援

属性・分野を超えた相談を受けた場合でも、丁寧に聞き、しっかりつなぐ。「たらい回し」「担当じゃありません問題」の解消を目指す。

②多機関協働による支援

複合的課題を抱えた住民に対して、多機関が協働して支援すること。現状でも、必要に応じて、多機関が集まって、ケース会議などを随時に行っており、これまで培ってきたこれらのノウハウを活かしながら、新たにガイドラインの作成やアセスメント視点の共有、支援プランの作成などを行い、より効果的・効率的な支援を行う。

③アウトリーチ等を通じた継続的支援

課題があるのに支援が届いていない方に対して、行政や支援機関から支援を届けること。潜在ニーズを把握する「ほおちょけん相談窓口」の取組もこの機能の一部。現状は、主に生活支援相談センターがこの機能を担っている。

④参加支援

社会資源へのつながりやコーディネートなどを行う。ひきこもりの方などへの就労支援や農業をきっかけとして社会参加を図る農福連携、住宅確保要配慮者への居住支援などもこの事業で実施可能。社会資源情報を集約し、住民や支援者が検索できる「高知くらしつながるネット(愛称:Licoネット)」もこの事業。

⑤地域づくりに向けた支援

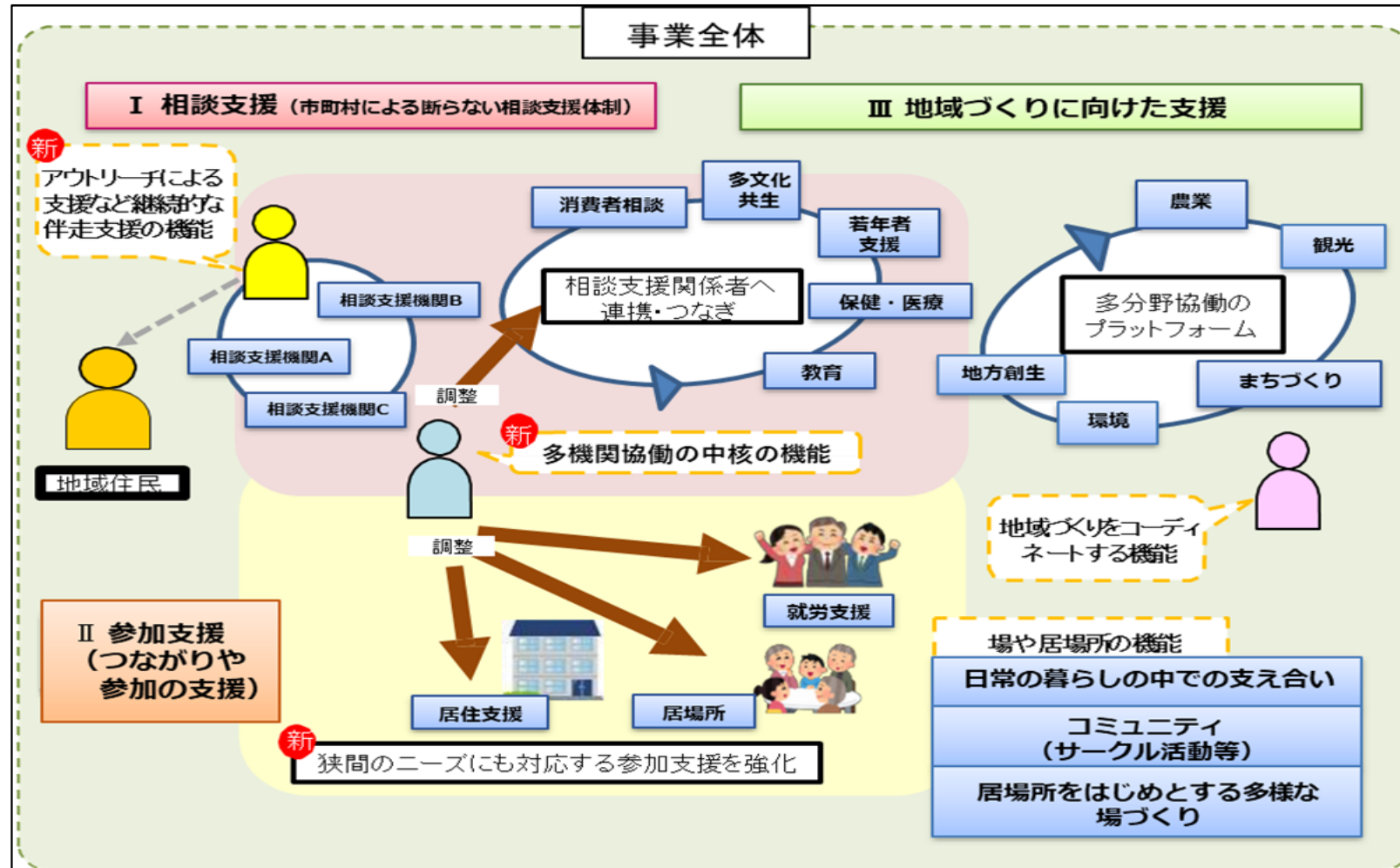
地域の社会資源の活性化などに取り組む。

「いきいき百歳体操の会場」「地域活動支援センター」「地域子育て支援センター」など。重層移行後、制度的には、分野を超えた利用が可能となるが、住民ニーズや運営者の思いに応じて個別に支援することとしている。

重層的支援体制整備事業のイメージ



重層的支援体制整備事業は、「分野別の専門性」 + 「連携」「協働」「つながり」が重要な取組



重層的支援体制整備事業開始にあたっての説明会(研修会)

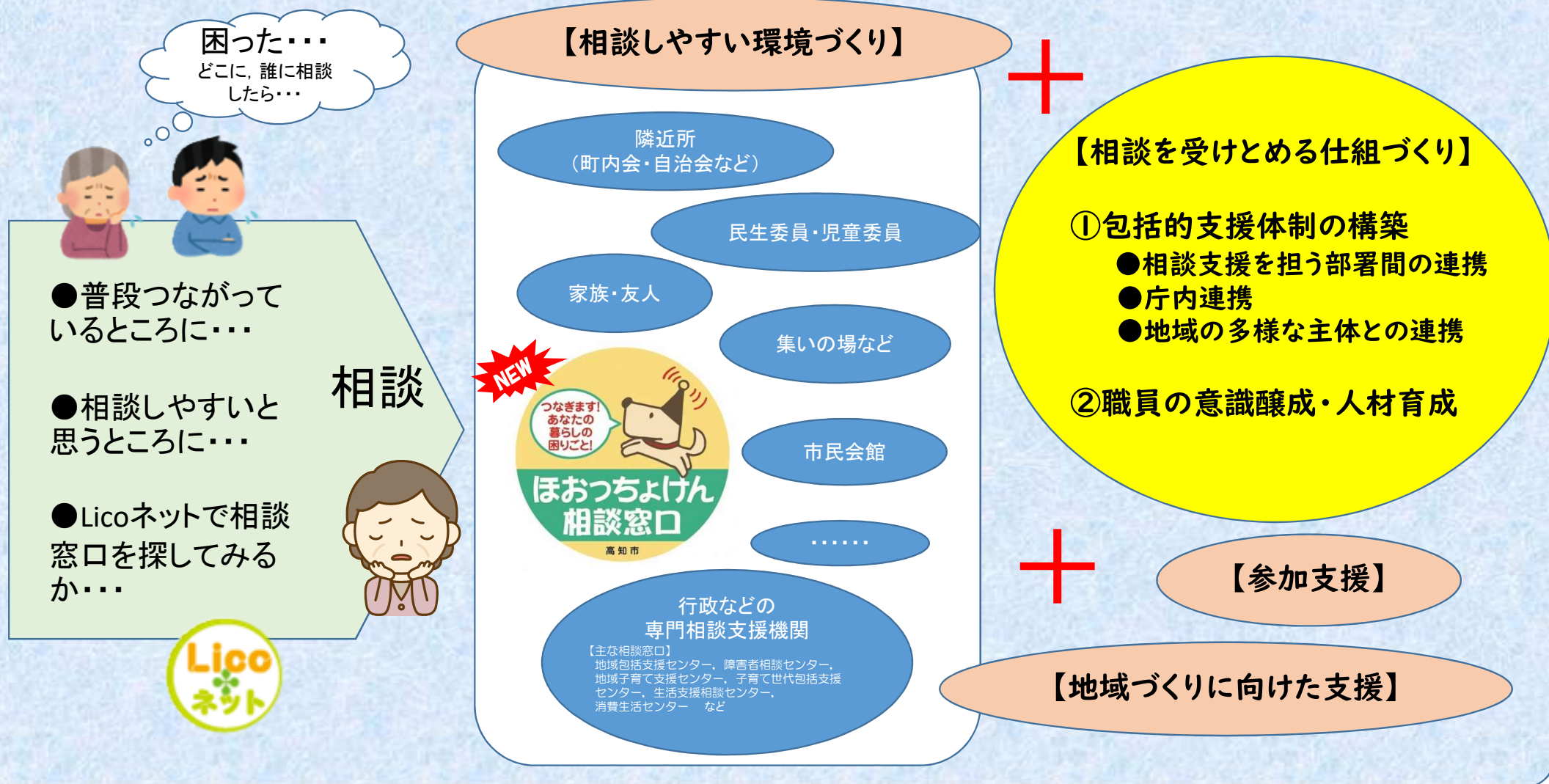
重層事業の理念やフローなど合わせて、多機関職員でのグループワークも実施。

「担当じゃありません」は、
完全に時代遅れです。

だからといって、全部自分がやればいいって話ではない。
部署別の業務がある。役割分担がある。担当割もある。
「これはあそこの仕事だ。」「これはあの人のが担当だ。」「これは必要。
でも、もっと何かできないか、もっと高知市を良くするために。」

分野	重層的支援 体制整備事業	関係機関	運営方式	周知方法
高齢	相談支援	基幹型地域包括支援センター	直営	庁内研修会 (5/17~20)
	相談支援・地域づくり	地域包括支援センター	直営	
			委託	相談支援委託センター研修会 (7/22)
	相談支援	ケアプランセンター	直営	ケアプランセンター内で説明 (6/13・14)
障害	相談支援	居宅介護支援事業所	民間	理事会 (7/8)・ブロック会 (7/21~) で説明【実施中】
	相談支援	障がい福祉課基幹相談支援担当	直営	庁内研修会 (5/17~20)
	相談支援	障害者相談センター	委託	相談支援委託センター研修会 (7/22)
	相談支援	障害者相談支援事業所	民間	連絡会で説明 (6/17)
精神・成人	地域づくり	地域活動支援センター	補助	障がい福祉課と日程調整【実施予定】
	相談支援	健康増進課精神・難病担当	直営	庁内研修会 (5/17~20)
	相談支援	健康増進課成人保健担当	直営	庁内研修会 (5/17~20)
子ども	相談支援	母子保健課	直営	庁内研修会 (5/17~20) ※不参加者には課内で説明
	相談支援	西部子育て世代包括支援センター		
	相談支援	東部子育て世代包括支援センター		
	相談支援	北部子育て世代包括支援センター		
	相談支援	子ども発達支援センター (子ども育成課)	直営	庁内研修会 (5/17~20)
	相談支援	子ども家庭支援センター	直営	庁内研修会 (5/17~20)
	地域づくり	地域子育て支援センター (保育幼稚園課・子ども育成課)	直営・委託・ 補助	地域子育て支援センター研修会で説明 (6/21)
生活困窮	相談支援	福祉管理課	直営	庁内研修会 (5/17~20)
	相談支援	生活支援相談センター	委託	相談支援委託センター研修会 (7/22)
生活保護	相談支援	第一福祉課	直営	庁内研修会 (5/17~20)
	相談支援	第二福祉課	直営	庁内研修会 (5/17~20)

《困った時に相談できる先があり，適切な支援につながる環境づくり》



1. 包括的相談支援・アウトリーチを通じた継続的支援

1. 相談を受けとめる 仕組みづくり

【当たり前のことを改めて整理】

- ① 「どこに」「どんな」相談がきても「しっかり聞いて」「しっかりつなぐ」。
- ② 関係機関での連携が必要な場合には協力して支援する。

整理

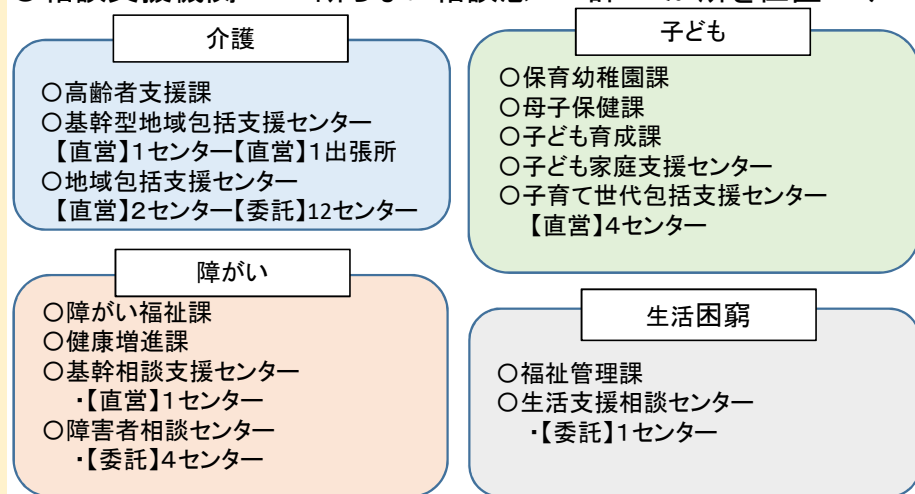
①断らない相談窓口

重層交付金の対象に関係なく、相談支援を行う関係機関を相談支援機関として位置づけ

②関係機関が連携するための仕組みを構築

- ・関係各課に連携のマネジメント等を担う包括的相談支援員を配置
- ・多機関協働のガイドラインを策定
- ・支援会議・重層的支援会議の開催方法の整理

●相談支援機関 = 断らない相談窓口 計34か所を位置づけ



2. 住民が、より相談しやすい 環境づくり

【目的】

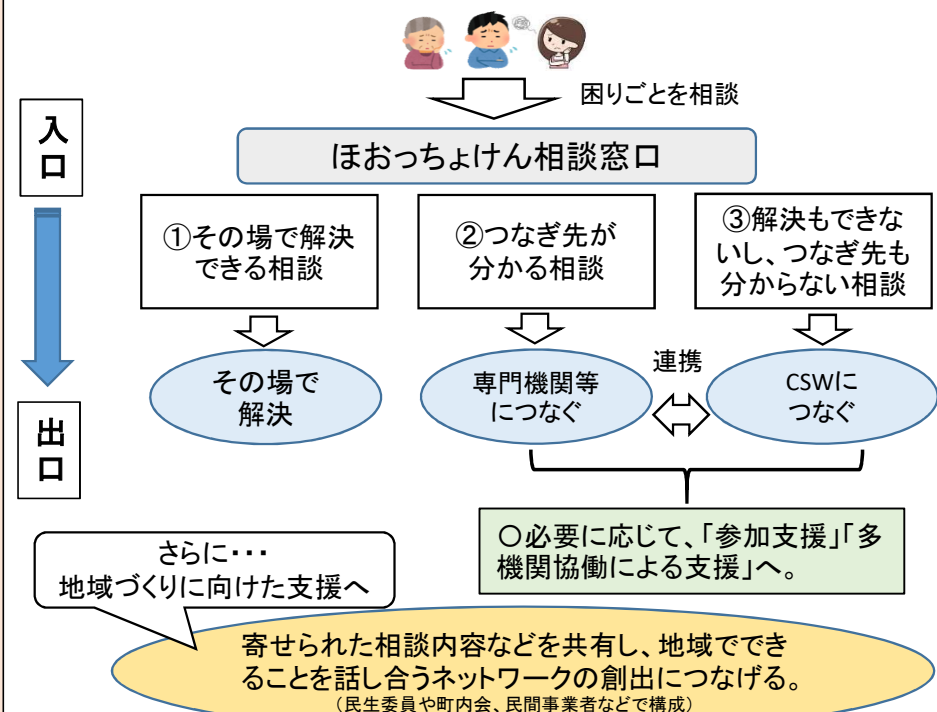
- ①困ったときに相談できる先があり、支援につながる仕組みづくり。
- ②自分が相談しやすい所に相談できる環境づくり。



○住民に身近な地域に「なんでも相談窓口」を設置。

名称：ほおっちょけん相談窓口

- ・趣旨に賛同した、薬局や社会福祉法人が運営する事業所で開設(無償)。
- ・住民の困りごとを受け止める「入口」と、解決をする「出口」の両方の役割。



1. 包括的相談支援・アウトリーチを通じた継続的支援

◆ほおっちょけん相談窓口の設置

★ほおっちょけん相談窓口とは・・・

アウトリーチの機能も

・課題を抱えながら支援が届いていない人の把握

「誰に相談したらいいかわからない悩み」や「生活のちょっとした困りごと」を相談できる窓口。
市内の薬局及び社会福祉法人の協力により設置。

「誰でも」「どんなことでも」「気軽に」相談することのできる「なんでも相談窓口」。

**出張！
ほおっちょけん
相談窓口
も開催！**

R1年度 : 5地区で開設, 28か所
R3年度 : さらに5地区で開設, 59か所
R4年度 : 全市展開: 104か所

相談例

- ・寝室の電球が切れたけど、自分じゃよう替えれん。
- ・離乳食ってどうやって始めたらいいのだろう...
- ・高齢の母親が家で閉じこもりがち。外に行く機会や話し相手を作りたい。
- ・庭の草が伸びちゅうけど、自分じゃ刈れんけど、どうしよう。
- ・ここの地域のゴミ出しの曜日が分からん。

実際のほおっちょけん相談窓口

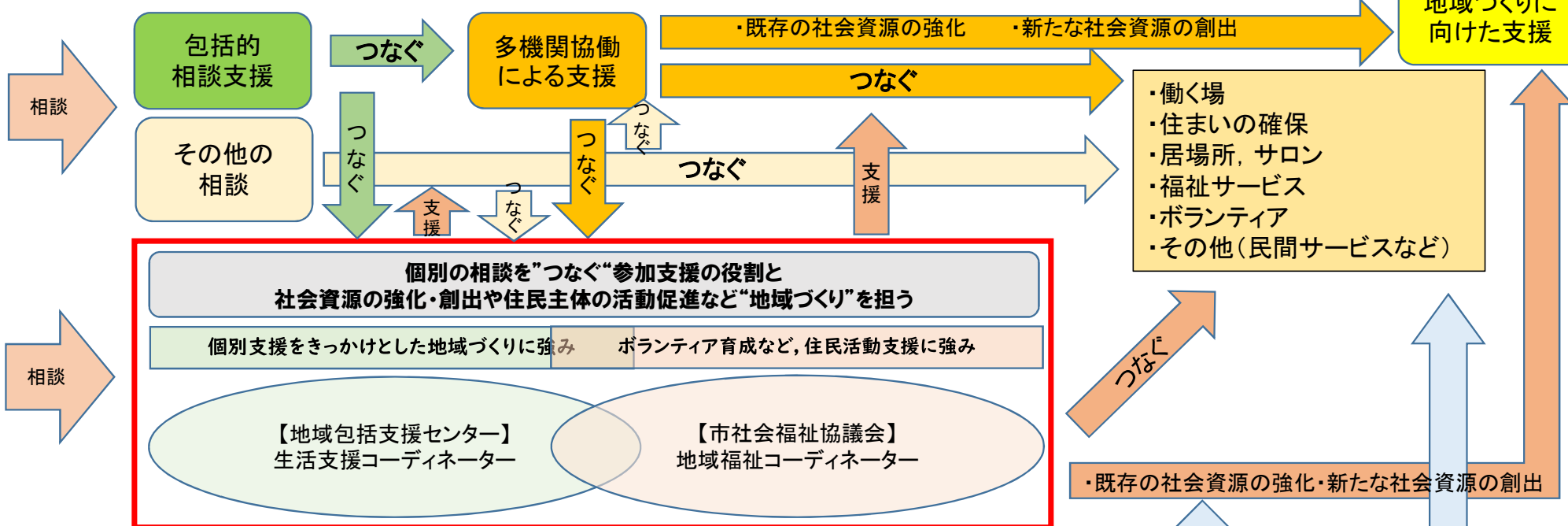
ほおっちょけん相談窓口には、
入り口等に目印となるシールを
貼付。



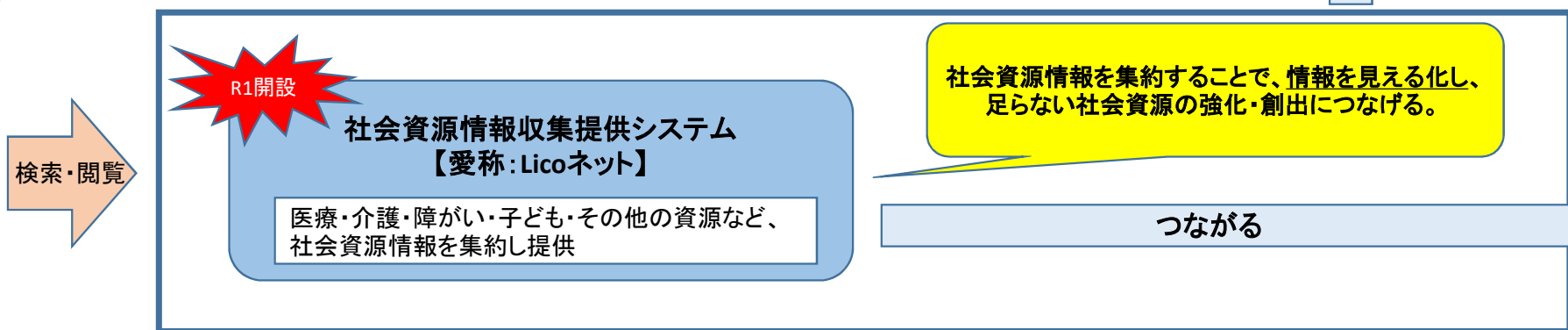
2. 参加支援

アウトリーチに向けた支援

1. 個別支援における参加支援



2. 市民全体への情報提供による参加支援



3. 地域づくりに向けた支援

1. 既存制度による各拠点について

基本的な考え方

既存制度により充実を図ってきた各拠点について、制度的に多世代・多属性の利用が可能となった。
ただ、これらの場所は、地域住民や民間事業者の「思い」により発展してきた。地域の拠点として、さらに継続・発展するためには、利用者や運営主体、地域の支援ニーズが大切である。

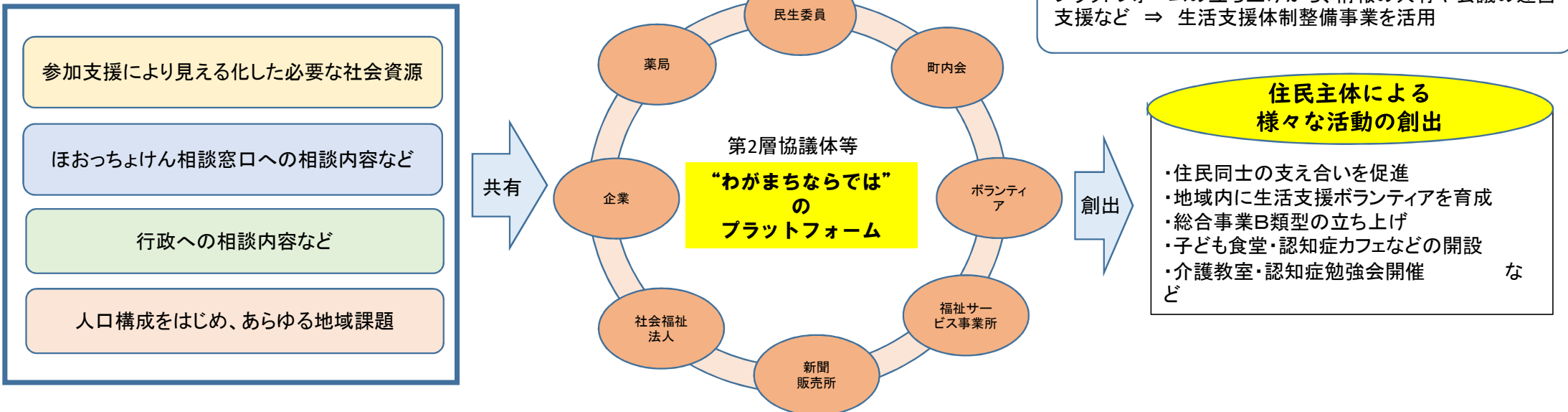
○拠点すべてを一律一斉に共生型とするのではなく、地域のニーズに合わせ、拠点の在り方を検討していく。

【拠点の状況】

種別	内容	数
地域介護予防活動支援事業	いきいき百歳体操会場	365
地域活動支援センター機能強化事業	地域活動支援センター	7
地域子育て支援拠点事業	地域子育て支援センター	16

(R4年4月現在)

2. 課題解決型地域ネットワーク(“わがまちならでは”のプラットフォーム)の創出



3. 地域づくりに向けた支援

【取組事例】

地域のプラットフォーム （“わがまちならでは”を支援）

既存の会議体やネットワーク活用 （2地区）

- 民児協定例会の活用
（高須，五台山）

ほおっちょけんネットワーク会議実施 （4地区）

- 新規立上げ（江ノ口西，初月）
- 既存の会議体の拡充（一宮，秦）

取組の展開に向けて準備 （13地区）

（南街，大津，下知，三里，布師田，旭，朝倉，鏡，潮江，春野，江ノ口東，小高坂，土佐山）

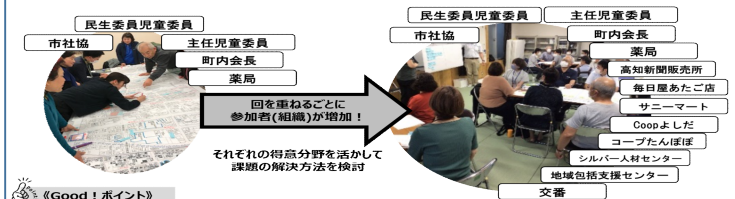
R5年度以降の取組に向けて 協議・検討（8地区）

（北街，介良，鴨田，長浜，浦戸，御畳瀬，上街，高知街）

地区	種類	特徴等	
江ノ口西	新規立上	窓口開設準備の段階からかかわっている地域住民を中心に，回数を重ねるごとに参加機関が増加。地域生活課題の共有や勉強会等を実施している。 <参加者>地域住民(町内会長，民生委員児童委員，主任児童委員，公民館長等)，企業(サニーマート，毎日屋あたご店，こうち生協)，有償ボランティア団体(シルバー人材センター，コープたんぽぽ)，高知新聞販売所，交番，薬局，地域包括支援センター，市社協	生活支援体制整備事業 第2層協議体と協働
一宮	既存会議体活用	毎月実施している老人クラブの定例会を3ヶ月に1回，置き換える形で実施。相談窓口の認定を受けている薬局や社会福祉法人等も参加し，地域の困りごとや既存の資源の共有，課題解決に向けた検討を実施。 <参加者>地域住民(老人クラブ，民生委員児童委員，コミュニティ計画推進市民会議等)，薬局，社会福祉法人，地域包括支援センター，市社協	生活支援体制整備事業 第2層協議体と協働
秦	既存会議体活用 (機能付加)	既存の取組である「秦つながり会議」を活用し，機能拡充を図ることで実施。地区全体を対象エリアとする「ほおっちょけん委員会」と町内会単位で困りごと等を共有，検討する「つながり会議」の2層で取組を展開している。 <参加者>地域住民(地区社協等をはじめとする地縁組織)，地域包括支援センター，市社協	生活支援体制整備事業 第2層協議体と協働
初月	新規立上	地区全体を対象エリアとする会議体に加え，モデル町内会(3カ所)を選定し，取組を展開していくこととなっている。元々，窓口となる資源が少ない地域ではあるが，困りごとをキャッチする人材の育成を進めていくなど，現状に沿った取組の展開に向けて検討を進めている。 <参加者>地域住民(自主防災組織連合会，民児協等をはじめとする地縁組織)青少年協，地域内連携協議会，社会福祉法人，地域包括支援センター，市社協	生活支援体制整備事業 第2層協議体と協働 に向けて協議中

事例 広がるネットワーク（江ノ口西地区）

※当初は既存の会議体を活用していたが，参加者の増加に伴い，新たな会議体として立上げ



- 【1】“今あるもの”にフォーカス
地域の中心にすでにあるもの，企業や有償ボランティア団体等がすでに持っているサービス etc. → 今あるものを見える化し，活用することで，地域の課題を解決するという視点
- 【2】住民目線で感じる困りごとと題材に
専門職発信の課題だけでなく，その地域で暮らしている住民が感じている困りごとについても相談・検討が出来る場づくり
(例)不燃物，高層化による町内会活動の人手不足（不燃物の当番等）等

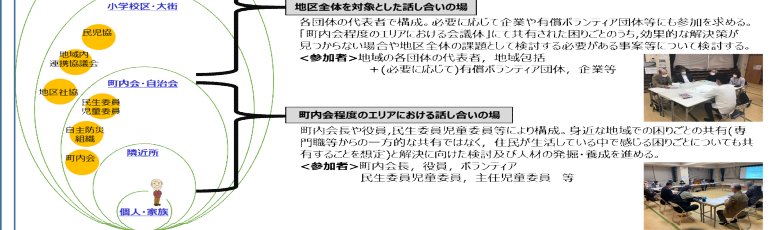
事例 重層的な取組推進体制（秦地区，初月地区）

＜基本的な考え方＞

町内会・自治会程度のエリアにおける取組を軸に，地域の困りごとを発見と解決に向けた話し合いの場づくりを進めるとともに，町内会・自治会程度のエリアでは効果的な解決策が見つかない場合や地区全体の課題として検討する必要がある事業等については地区全体を対象とする会議体において解決に向けた検討を行う。

※参考：第2期計画策定に際しては市民アンケート結果より

住民が抱えている課題として考えている単位：「町内会・自治会程度」全体の47.3%



4. 多機関協働による支援

～多機関協働のガイドライン～

○ スムーズに協働するための流れ等について定めたもの。

○ 支援する側が、常にベストを尽くせるように「しっかり協力する」ためのガイドライン。

○ より良い支援につなげることと合わせて、支援する側も支える。

○ 状況に合わせて柔軟な発想で支援する。

○ ガイドラインには、対象者像、フローなど、基本的な協働のルールについて記載。

○ このガイドラインはあくまで重層事業スタート時点のものであり、適宜見直しを行う。

～協働の心得～

第一条 支援者のしんどさを、みんなできちんと共有するべし

(×「そんなことくらい自分でできんか?」)

第二条 相談がなくても気にかけて合うべし

(ベテラン職員は、お節介と親切のバランスを考慮して。)

第三条 情報不足を気にせんと、困ったら会議に挙げるべし

(保守的な躊躇は厳禁。自分の恥ずかしさより支援者への支援。)

第四条 会議開催の連絡があったら、「必ず参加します。」と言うべし

(自分も忙しいけど、みんなも忙しい。日常的な相談にも快く応じるべし。)

第五条 会議のはじめに目的を共有するべし

(それってなんのため?)

第六条 所属や担当にこだわらんと、積極的に発言するべし

(「その分野は素人で…」「事務職やけど…」←そんなこと気にするな!)

第七条 K (空気を) Y (読まない) 発言を容認すべし

(KYの容認が、新しい発想、新たな気づきが生まれる風土につながる。)

第八条 聞かれたことが分からないときは「分かりません」と伝えるべし

(「分かりません」と答えた人を責めるべからず。×「そんなことも調べてないが?」)

第九条 みんな初めは経験不足ということを心に刻め!

(「細かく聞かれたら…」「ちゃんと説明できるろうか…」←そんなこと気にするな。)

第十条 若手職員へ。先輩の指摘はダメ出しじゃなくてアドバイスやきね

(怖く感じる人もおるかもしれんけど…)

第十一条 ベテラン職員は、第九条・第十条を心に刻むべし

(NO! 経験値マウント!)

第十二条 守秘義務は必ず守るべし!

(捕まるよ。マジで。)

第十三条 QOLの重視、エンパワメント、支援対象者の主体性を尊重しよう

(これが支援の基本!)

3 特定施設整備検討のための調査の実施等について

【介護保険課】 「特定施設整備検討のための調査」の実施について

1 目的

利用者が要支援から重度の要介護者となった場合でも住み続けられる施設の整備を行うにあたり、比較的整備が容易である「既存の有料老人ホーム等からの特定施設への転換」のニーズを把握し、第9期における特定施設の整備量を検討する際の参考とする。

2 調査対象

高知市内に所在する、特定施設の指定を受けていない有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅等の設置事業者

3 調査内容

別添のとおり

4 調査実施時期

令和5年1月頃（予定）

高知市介護保険課事業係 行

施設名	
担当者名	
連絡先	

名

名

名

名

名

名

☐ 2. 転換の意向無し

- 79 -